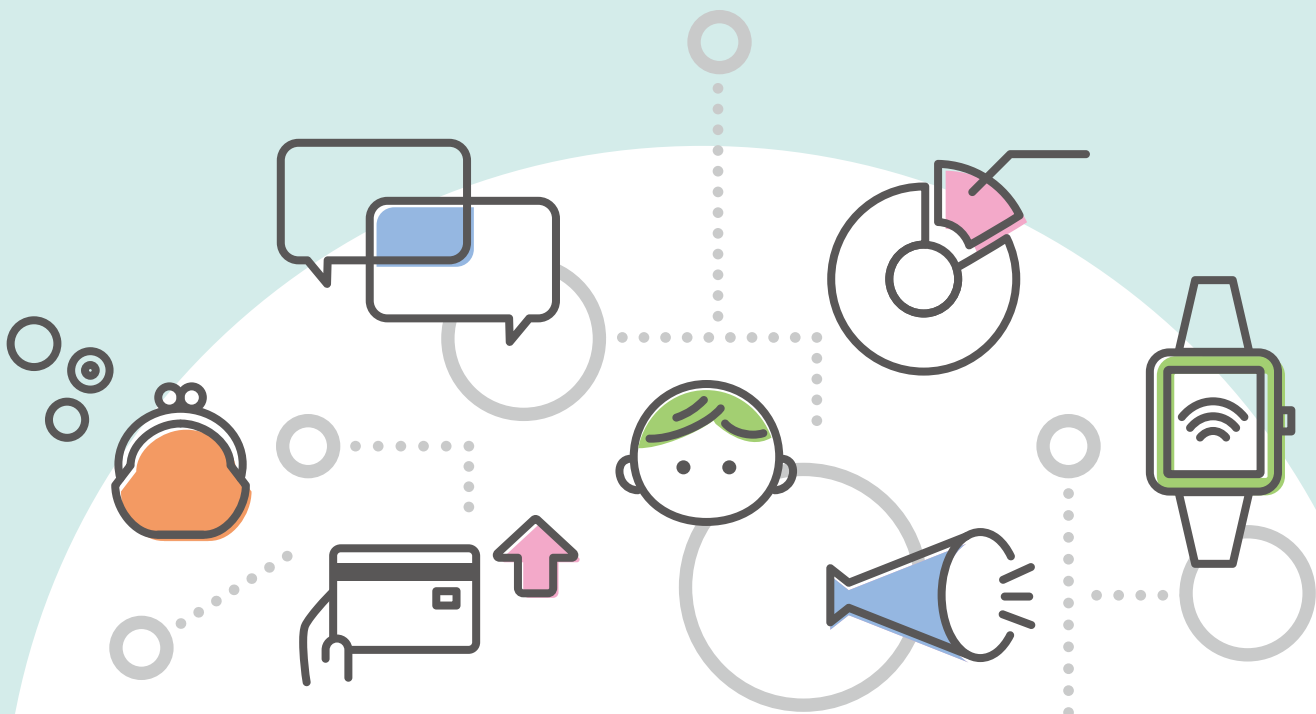




このまちの夢がきこえる

水戸信用金庫



MITO SHINKIN BANK | REPORT 2024

もっと「みとしん」を知っていただくために



水戸信用金庫 イメージキャラクター
みと信ちゃん



MITO SHINKIN BANK | REPORT 2024

CONTENTS

はじめに

ごあいさつ	
みとしんの概要	3
中期経営計画 2025「明日へのサイン」	5

お客さまと共に

法人のお客さまの成長・発展のために	7
個人のお客さまの豊かな生活のために	9
地域社会の持続的発展のために	11
職場環境の充実とお客さまに信頼される 人財の育成のために	13

みとしんの経営体制

業績ハイライト	15
内部管理態勢	17
法令等遵守（コンプライアンス）	19
顧客保護	20
総代会制度	23
管理方針等	25
組織・役員	27
沿革	28
信金中央金庫のご紹介	29

ネットワーク

店舗のご案内	30
営業地区、店外CD・ATMのご案内	32
主な手数料のご案内	33



ごあいさつ



理事長 飯村 次男

皆さまには、平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年もディスクロージャー誌「水戸信用金庫レポート2024」を作成いたしました。ぜひご高覧のうえ、当金庫に対するご理解をさらに深めていただければ幸甚に存じます。

令和5年度の経済状況は、コロナ禍から社会経済活動の正常化が本格的に進む一方、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や円安の進行等の影響から物価上昇が顕著となり、個人消費の増加や企業の設備投資等による経済効果は限定的となりました。

また、金融情勢については、令和6年3月に日本銀行が金利政策の変更を決定したことを受け、多くの金融機関が預金金利の引き上げに動きました。

今後の景気動向については、引き続き物価上昇や金利引き上げの影響に注視する必要がありますが、賃上げを伴う個人消費の増加や、インバウンド需要の更なる拡大、政府による経済対策の効果等が期待されることにより、緩やかな回復を継続していくものと見ております。

こうした中、令和5年度よりスタートした「中期経営計画2025～明日へのサイン～」では、「新たなみとしん」、「確かなつながり」、「豊かな地域」をテーマに、3つの基本戦略と内部管理態勢の充実により、目指すべき金庫像である「お客さまと共に考え、共に行動し、共に成長することにより、お客さまと喜びを分かち合い、お客さまから揺るぎない信頼と支持を得る」ことを目標に施策に取り組んでまいりました。その結果、業績は堅調に推移し、経常利益18億円、当期純利益17億円を計上することができました。これもひとえに地域の皆さまのご支援の賜物と深く感謝しております。

令和6年度も地域のお客さま一人ひとりに寄り添い、お客さまの良き相談相手となって、お客さまの抱える悩みや課題の解決への一助となれるような「質の高い金融サービス」をお届けすることで「お客さま一人ひとりの夢の実現と地域経済の発展に貢献」できるよう真摯に取り組んでまいります。

今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月



みとしんは、 地域に根ざした金融機関 (=信用金庫)です。

信用金庫とは

信用金庫は地域に生まれ、地域に生きる金融機関です。
地域の方々がお客さま、会員となって、
地域の繁栄を図る相互扶助を目的とした金融機関です。
利益第一主義ではなく、お客さま、地域社会の利益が
優先されます。
営業地域は一定の地域に限定されており、
お預かりした資金はその地域の発展に活かされています。



水戸信用金庫の概要

【預金積金】
1兆1,896億円

【有価証券】
3,435億円

【貸出金】
4,764億円

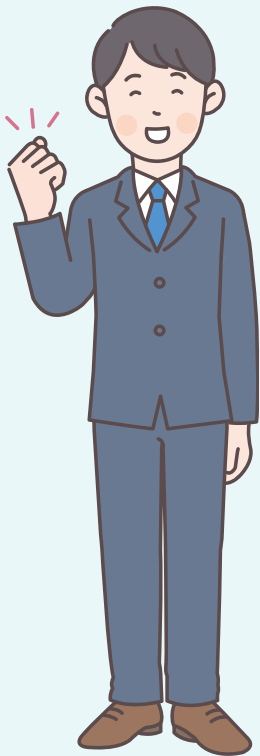
- 創 立 1945年(昭和20年)1月6日
- 本店所在地 茨城県水戸市城南2丁目2番21号
029-222-3311 (大代表)
- 出 資 金 116億円
- 会 員 数 113,220名
- 常勤役職員数 835名
- 店 舗 数 66店舗 (令和6年3月31日現在)



みとしんは、
お客さま一人ひとりの夢の実現を
全力でサポートします。

経営理念

私たちは、もっとも身近な金融機関として、質の高い金融サービスをお届けし、お客さま一人ひとりの夢の実現と地域経済の発展に貢献します。

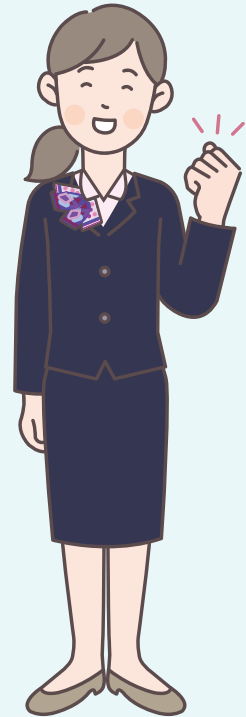


経営方針

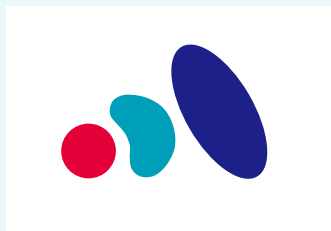
- 1 お客さまの繁栄のため、健全な経営を通して資金の安定供給をはかるとともに、先進のサービスと情報を提供します。
- 2 たしかな能力とゆたかな人間性がかね具えた創造的な人材を育成し、地域社会に奉仕します。
- 3 明るく伸びのびとした生きがいのある職場をつくり、職員のしあわせと夢を大きく育てます。

行動基準

- 1 誇りと情熱をもって積極的に行動します。
- 2 お客さまとの交流を通して自分自身をたかめます。
- 3 能力と感性をみがき、たえず新しいことに挑戦します。

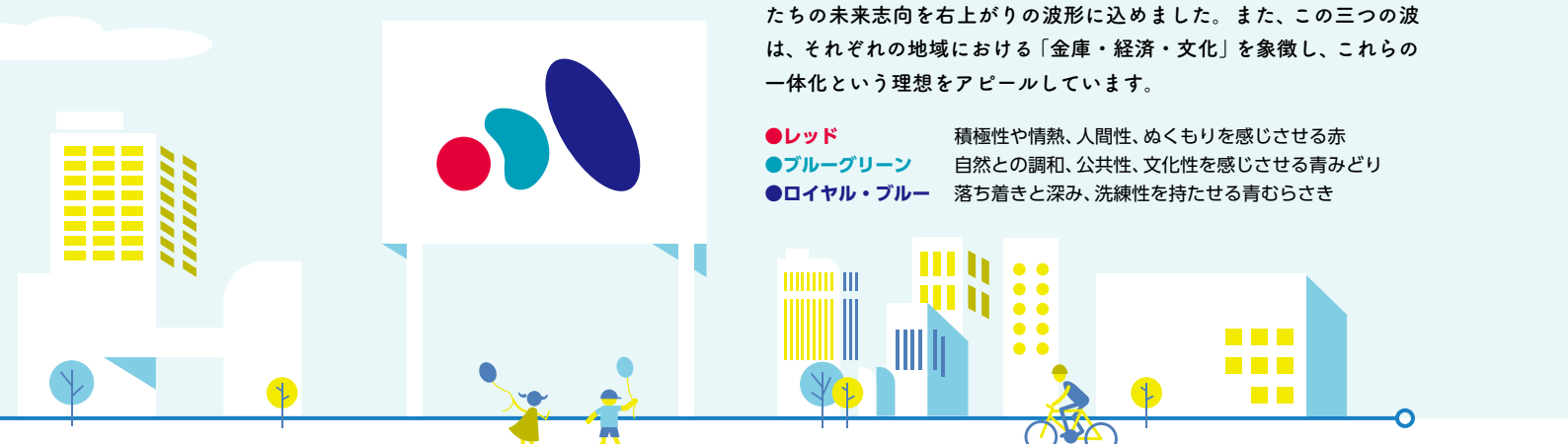


シンボルマーク



MITOSHINの「M」というイニシャルをデザイン的に変形したものです。未来へ向けた成長、金庫そのもののメタモルフォーゼ(変身)や私たちの未来志向を右上がりの波形に込めました。また、この三つの波は、それぞれの地域における「金庫・経済・文化」を象徴し、これらの一体化という理想をアピールしています。

- **レッド** 積極性や情熱、人間性、ぬくもりを感じさせる赤
- **ブルーグリーン** 自然との調和、公共性、文化性を感じさせる青みどり
- **ロイヤル・ブルー** 落ち着きと深み、洗練性を持たせる青むらさき



明日へのサイン **3in** 新たな「みとしん」。

革新

展開

innovate-ing
【変化する】

involve-ing
【結びつく】

基本戦略 1

お客さまとの
つながりの強化と
価値共創

お客さまとのつながりを広げ、確かなつながりを構築するため、デジタルチャネルの活用、職能別の役割の見直しなどを通して、「ヒト」による提案力を強化し、付加価値の高い商品、サービス、情報の提供などに取り組みます。



水戸信用金庫と**地域とお客さまのつながりが変わるサイン**です。

目指すべき
金庫像

お客さまと共に考え、共に行動し、
お客さまと喜びを分かち合い、

基本戦略 2

多様な人財の
育成・活躍

職員一人ひとりが自分の成長を感じながら、自分の目指すべき姿を描き、その実現に向けて生き生きと働くことができるよう、キャリアパスやロールモデルの作成、教育メニューや研修メニューの見直し、新たな福利厚生メニューの導入などに取り組みます。



水戸信用金庫で**働く職員が変わるサイン**です。

確かな「つながり」、豊かな「地域」



実現

in
interact-ing
【互いに影響しあう】

明日へのサイン(3in)とは?

「innovate(変化する)、involve(結びつく)、interact(互いに影響しあう)に取り組むことで、みとしんは変わる。」という思い、そして中期経営計画2025から「みとしんが変わり始める」という合図を3つの取組みの頭文字に込めて、「3in(サイン)=sign(合図)」と表現しています。

基本戦略 3

持続可能な
経営基盤の構築

多くの職員が定例的な業務から生産性の高い業務へとシフトできるよう、業務の効率化に取り組むとともに、店舗やデジタル技術に対する効果的な投資を行うことで持続可能な経営基盤の構築に取り組めます。



水戸信用金庫が変わるサインです。

共に成長することにより、
お客さまから揺るぎない信頼と支持を得る。

内部管理態勢の
充実

お客さまに当金庫と安心してお取引いただくためには、当金庫の業務の健全性・適切性を確保しなくてはなりません。そのため、継続的に内部管理態勢の強化に取り組む必要があります。役職員全員で、法令、制度、基準等各種ルールを厳格に遵守して業務にあたります。

事業をあとおし！

みとしんは、法人のお客さまの資金ニーズにお応えするとともに、お客さまが抱えている様々な経営課題の解決に向けて全力でサポートしております。

創業期

●創業サポート

起業を志す方を対象に、事業計画の立案から事業資金の調達等、開業に向けた各種ご支援を実施しております。

当金庫は創業融資を長年行っている「日本政策金融公庫」と連携協定を結んでおり、創業支援協調融資「つなぐ」の提供により、ワンストップで円滑な資金調達をご支援いたします。

創業資金融資件数

321件



●茨城県よろず支援拠点

創業後待ち受ける様々な経営課題解決の一助として、当金庫では中小企業・小規模事業者のための無料の経営相談所である「茨城県よろず支援拠点」と連携協定を結んでおります。相談者の方に寄り添いながら話を伺い、今すぐに取り組み効果を実感できる解決策を提案します。

相談対応件数

33件



成長期・成熟期

●補助金申請サポート

お客さまのニーズに合わせ、様々な補助金の情報を提供しております。

お客さまが申請される際には、みとしんのグループ会社である「みと地域総合研究所」と連携して、サポートしております。

●人材マッチング

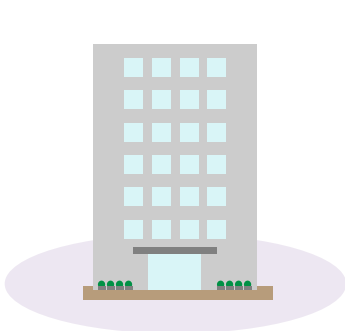
事業改善等の課題を持つ経営者の方が、豊富な知識や経験を持つ新現役人材をアドバイザーとして採用するため、マッチングの場として新現役交流会を開催しております。

参加企業

16社

支援成立

8社





●ビジネスサークル

経営者の方を対象とした「みとしん経営研究会」(会員数：247名)、次世代の経営者の方を対象とした「みとしん青年重役会」(会員数：195名)を運営し、著名な講師による講演会やセミナー、視察研修等を実施しております。

●SDGs 私募債

当金庫のSDGs 私募債は、私募債発行額の0.2%以上を拠出し、医療・福祉施設、地域の学校や地方公共団体、または公益的な活動を行う法人・団体へ寄付を行うので、寄付先については発行企業さまにお選びいただくことができます。

長期の安定資金を確保できるとともに、SDGs に対する取り組み姿勢を広くアピールすることができます。

引受件数

16件

引受金額

9.5億円



他にも こんなあとおし!

●職域サポート

当金庫と職域サポート契約をご契約いただいた事業所にお勤めの方限定で福利厚生をお手伝いする取り組みです。



お客さまと共に

再生期

●事業承継

事業承継の悩みを抱えるお客さまを対象に、茨城県事業承継・引継ぎ支援センターと連携して、定期的



個別相談会を実施しております。また、令和6年3月に「いばらき地域金融M&Aアライアンス」を県内5金融機関(常陽銀行、筑波銀行、茨城県信用組合、結城信用金庫)にて協定締結いたしました。これにより、豊富な情報量とネットワークで精度の高いM&Aマッチングサービスをご提供いたします。

●経営改善

お客さまの悩みや課題を共有し、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携しながら、最適な改善手法を活用した支援を実施しております。



暮らしをあとおい!

みとしんは、個人のお客さまのライフステージによって異なる様々なニーズにお応えするため、商品・サービスの拡充等に努めております。

新生活

●マイカーローンの取り扱い

自家用車、オートバイの購入に加えて、運転免許の取得や車検費用等にもお使いいただける「カーライフプラン」を取り扱っております。

お取引内容に応じて割引金利でご利用いただけます。



●保険商品の取り扱い

ケガ・病気による入院、手術に備える「医療保険」、がんによる入院、通院、手術に備える「がん保険」、万が一に備える「終身保険」など、様々な保険商品を取り扱っております。

●定期預金・定期積金の取り扱い

将来のライフイベント（マイカー購入、結婚、子育て、マイホーム取得、セカンドライフ等）に向けて、定期預金や毎月一定額を積み立てる定期積金を取り扱っております。

定期預金については、出資会員のみなさまへの日頃の感謝を込めて、特別に金利を上乗せした「結（むすび）定期預金」もご用意しております。



●投資信託の取り扱い

お客さまの多様なニーズにお応えするために、国内外、資産別（株式、債券、不動産）の様々な投資信託を取り扱っております。

運用資産を守りと攻めの2つに分けて効率的に運用する「コア・サテライト」手法に基づいた、資産運用をご提案しております。

家庭

●フリーローンの取り扱い

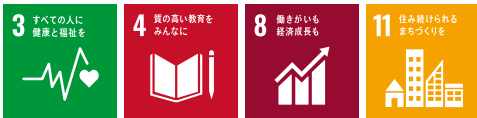
結婚・ハネムーン資金、引越資金などにご利用いただける、お使い道が自由の「クイックローン NEW」「スマイルサポートローン」を取り扱っております。

両商品ともインターネットによるお申込みも受け付けております。

●子育て応援ローン、教育ローンの取り扱い

出産、子育て等にご利用いただける「子育て応援プラン」、学校等への入学費、授業料、教材購入にご利用いただける「教育プラン」、「教育カードローン」を取り扱っております。教育プラン、教育カードローンにおいては、お取引内容に応じて割引金利でご利用いただけます。





●住宅ローン、 無担保住宅ローンの取り扱い

固定金利、変動金利が選択できる「みとしん住宅ローン」や、無担保でもお借入することができる「無担保住宅ローン」を取り扱っております。



●WEB 完結ローン

お申込からご契約まで簡単・便利な「WEB完結ローン」を特別金利でご用意しております。24時間365日来店なしでお申込いただけます。



セカンドライフ

●サークル活動の運営

サークル会員の皆さまの親睦を深めていただくことを目的として、「みとしん黄門会」と「みとしん年金友の会」を運営しております。

●信託商品の取り扱い

信金中央金庫等と連携し、「しんきん相続信託」、「しんきん暦年信託」を取り扱っております。

お客様の相続対策のお役にたてるよう、各種情報の提供や相談業務も行っております。

※右記商品は信金中金の商品であり、媒介での取り扱いとなります。



●退職金定期預金・年金定期預金の取り扱い

みとしんに退職金をお預けいただくお客様、みとしんで年金を受給いただく（受給開始を含む）お客様を対象に、特別に金利を上乗せした定期預金を取り扱っております。



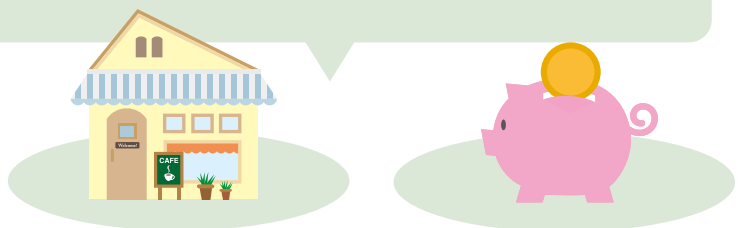
●資産運用のご提案

保険、投資信託、国債といった資産運用全般のご相談に応じる「マネーアドバイザー」、投資信託にかかる知識・経験が豊富な「証券アドバイザー」が中心となり、お客様からの資産運用のご相談にお応えしております。

●みとしん資産活用研究会の運営

資産の有効活用や相続税対策等について、様々な角度から研究することを目的として、「みとしん資産活用研究会」を運営しております。

お客様と共に



地域社会の持続的発展のために

みとしんは、地域とともに歩む金融機関として、スポーツ振興、教育支援、地域貢献等を通じて、地域社会の発展と活性化に積極的に取り組んでおります。



学びをあとおし!



地元大学への寄付講座の実施

茨城大学と常磐大学にて、当金庫の職員が金融に関する講義を実施しております。地元大学への寄付講座を通して、将来の地域経済を担う人材の育成に取り組んでおります。



地元大学への寄付講座

地元高校への「金融リテラシー講座」の実施

令和5年度は、財務省関東財務局水戸財務事務所と共同で高校生へ向けた生涯を見通して経済活動をマネジメントする力を身につけるための基本的な金融知識、金融商品の特徴やリスク等について講義を行いました。



地元高校への「金融リテラシー講座」

筑波大学とのAI共同開発

筑波大学の学生と共同で企業の資金ニーズを察知するAIの開発を行っております。最先端の技術を今後の業務に活用できるよう取り組んでおります。

お客様と共に

スポーツをあとおし!



水戸黄門漫遊マラソン

マラソン開催の応援

「水戸黄門漫遊マラソン」と「かさま陶芸の里ハーフマラソン」の開催を応援しております。「水戸黄門漫遊マラソン」の開催時には、多くの役職員が、運営のお手伝いをするボランティアやランナーに声援を送る応援隊として大会をバックアップしております。

歩こう・走ろう会の開催

千波湖（水戸市）と洞峰公園（つくば市）で歩こう・走ろう会を開催しております。毎年、多くの方が参加し、景観を楽しみながら自分の体力に合わせて歩いたり、走ったりする健康促進の取組みです。



歩こう・走ろう会の開催



ネーミングライツの取得

ネーミングライツの取得

笠松運動公園陸上競技場のネーミングライツを取得し「水戸信用金庫スタジアム」と命名しました。公共施設に対する経済的支援を通して地域社会に貢献するとともに、スポーツ振興をあとおししています。



地域貢献



信用金庫の日のボランティア活動

6月15日の「信用金庫の日」に合わせて、献血や募金活動のほか、各支店に「きずなBOX」を設置し、役職員の家庭にある食品をNPO法人フードバンク茨城へ寄付するなど様々な地域貢献活動を行っています。



災害時における 支援協力に関する協定書

一部店舗において市町村と「災害時における支援協力に関する協定」を締結しております。災害発生時には、被災した地域の皆さまに災害時用の給水タンクやトイレの提供、一時避難所として駐車場の開放を行います。

お客さまと共に

地元行事への参加

各地の行事に職員が積極的に参加することで、地域の皆さまとの交流を深めております。



水戸黄門まつり

水戸地区の店舗と本部職員が踊りに参加しました。



高萩まちなか大パーティー

商店街が行ったスタンプラリーのお手伝いやローン説明会を実施しました。



かみす舞っちゃげ祭り

グルメブース付近のごみ拾いのお手伝いをしました。

職場環境の充実とお客さまに信頼される人財の育成のために



WORK&LIFE



働きがいのある職場づくり

ワーク・ライフ・バランスの充実

有給休暇取得の促進やメリハリのある働き方の実現等を通じて、職員一人ひとりがやりがいと充実感を持てる職場環境づくりに取り組んでおります。

- 誕生日休暇、連続休暇等の休暇取得制度の拡充
- 全店一斉ノー残業デー、ノー残業チャレンジウィークの実施

令和5年度の有給休暇取得率

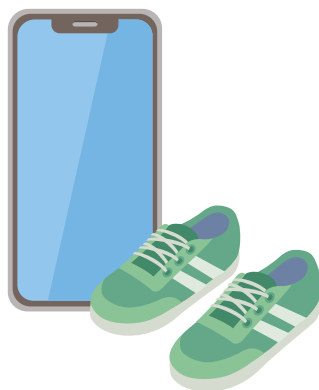


健康経営の実践



当金庫の健康経営に対する取り組みが経済産業省に評価され、令和5年度は「健康経営優良法人2024」大規模法人部門において認定を受けました。当金庫は、平成30年度から6年連続で認定を受けております。(茨城県内では当金庫を含め34法人)

- 就業時間中の禁煙の導入
- ウォーキングプログラムの実施、健康応援アプリによる健康管理



仕事と子育ての両立への支援



次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」を受けている企業のうち、より高い水準の取り組みを行っている「優良な子育てサポート企業」として、令和元年度から「プラチナくるみん認定」を受けております。(茨城県内では当金庫を含め9法人)

令和5年度の
育児休業取得者数および取得率



育児休業取得者の声



昨年第一子が誕生した際に短期育児休業制度を利用しました。育休を取得する際には、上司や同僚が後押ししてくれたことで育児に専念できました。妻や子どもとの時間が増えたことで家事や育児の大変さを知り、家族としての絆と、親としての責任を実感しました。業務に復帰したあともワークライフバランスを意識するようになり、以前より効率的に仕事に取り組めるようになりました。これからも、業務も、育児も、積極的に挑戦してきたいと思っております。



CAREER UP



人財育成・キャリア開発

多様な研修の実施と自己研鑽の支援

経営環境の変化に柔軟に対応できる人財の育成に向けて、職員一人ひとりの個性や能力を伸ばすための様々な学習の機会を提供しております。

- 経験・習熟度に応じた少人数研修、キャリアプラン研修の実施
- eラーニング講座、ロールプレイングを多く取り入れた実践型研修の充実



プロフェッショナル人財の育成

お客さまが抱えている悩み・課題の解決をサポートするため、高度な専門的知識・スキルを持つ職員の養成を図っております。

- 中小企業大学校等の公的機関への職員派遣
- 資格取得制度に対応した、外部資格取得の促進

主な公的資格取得者
および公的機関派遣者数

1級ファイナンシャル・プランニング技能士	13名
2級ファイナンシャル・プランニング技能士	279名
中小企業大学校等の公的機関への職員派遣	14名
中小企業診断士	2名
社会保険労務士	1名
宅地建物取引士	36名

ダイバーシティの推進

女性職員およびベテラン職員の職務の拡充を図り、個性と能力を十分に発揮できる活躍の場を創出しております。

- 女性職員の積極的な登用

管理職	3名
融資課長	10名
預金課長、預金主任	48名
マネーアドバイザー	21名

- 豊富な知識と経験を活かした再雇用者の職務の拡大

お客さまと共に

入庫後窓口サービス係として勤務。出産後は時短勤務をしながら得意としていた投資信託を専門に扱うマネーアドバイザーに挑戦しました。当時の上司や先輩職員からの勧めもあり、時短勤務で昇格試験を受ける決断をしました。「やるからには短い時間でも成果を出したい!」と自分なりに目標値を高く設定し意欲的に取り組みました。大変なこともありましたが、マネーアドバイザーで培ったお客さまとの対話力を活かし、現在は融資課長として業務に邁進しています。

活躍する女性の声



業績ハイライト

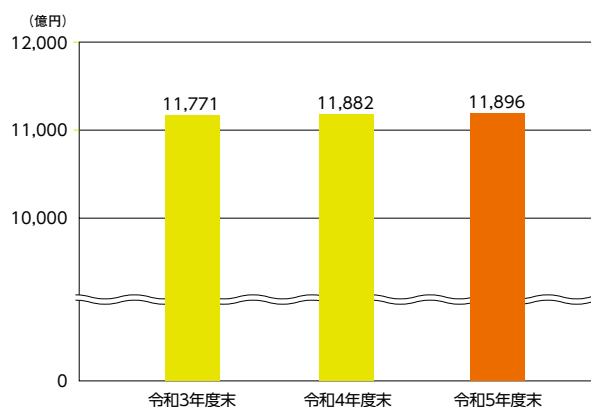


令和5年度の
主な業績についてご説明いたします。

◆ 預金積金残高の推移

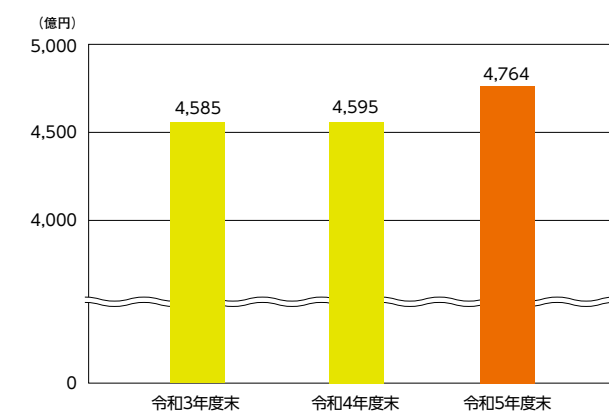
預金積金残高 **1兆1,896億円**

預金積金残高は、コロナ禍から徐々に経済活動が正常化したことや物価高騰等により個人預金が減少した一方、法人が引き続き手元資金を多めに保有したこと等により、1兆1,896億円(前期末比13億円増加)となりました。



◆ 貸出金残高の推移

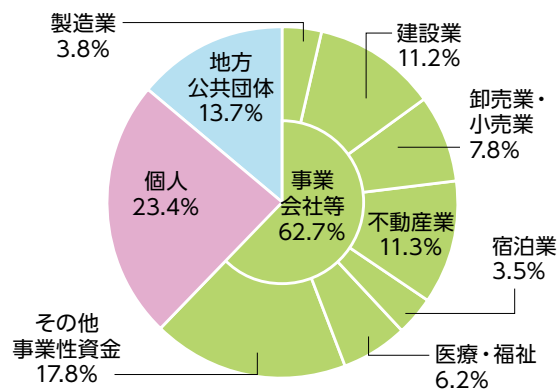
貸出金残高 **4,764億円**



貸出金残高は、お客さまのニーズにお応えする活動を展開したこと等により、4,764億円(前期末比169億円増加)となりました。

◆ 貸出金の業種別残高構成

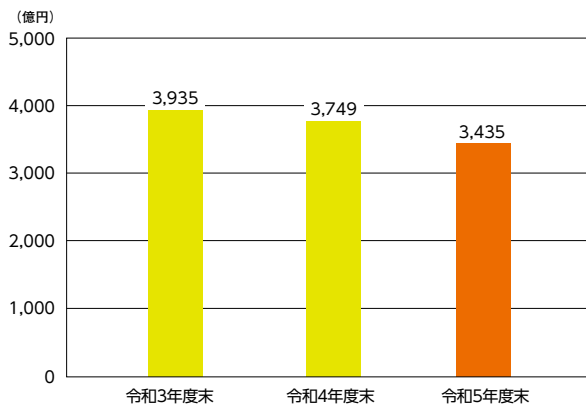
幅広いお客さまとお取引



貸出金は、小口多数を基本に、特定の業種に偏ることなく、様々なお客さまの資金需要に積極的にお応えしております。

◆ 有価証券残高の推移

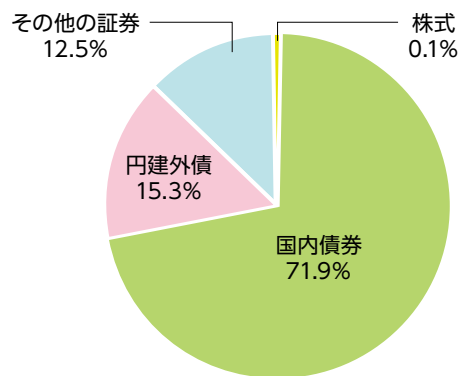
有価証券残高 **3,435 億円**



有価証券残高は、3,435 億円（前期末比 314 億円減少）となりました。

◆ 有価証券の種類別残高構成

安全性重視で運用

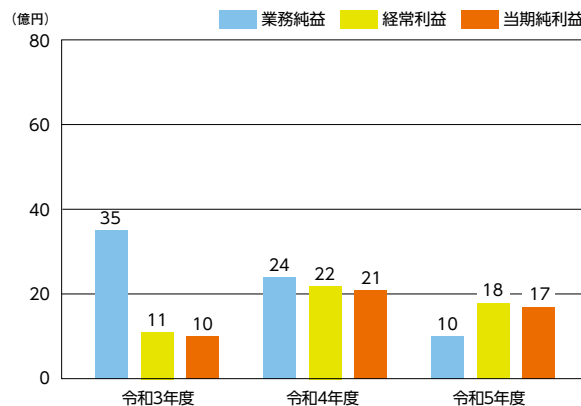


安全資産である国内債券への投資を中心としつつ、円建外債やその他の証券（投資信託等）への分散投資に取り組むことで、安定した利息配当金収入の確保に努めました。

◆ 損益の推移

当期純利益 **17 億円**

業務純益は 10 億円（前期末比 14 億円減少）となりました。
 経常利益は 18 億円（前期末比 3 億円減少）となりました。
 当期純利益は 17 億円（前期末比 3 億円減少）となりました。

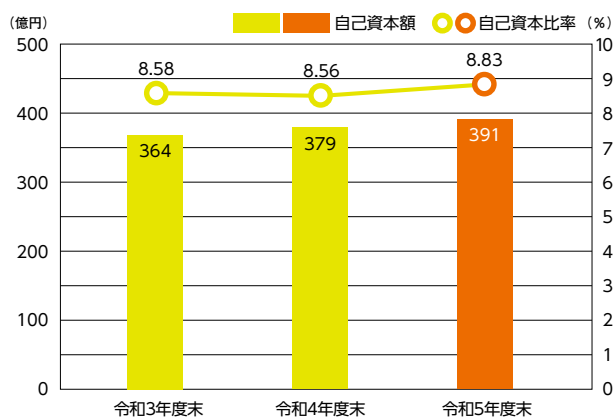


◆ 自己資本額、自己資本比率の推移

自己資本額 **391 億円** 自己資本比率 **8.83%**

自己資本額は、391 億円（前期末比 11 億円増加）となりました。

自己資本比率は国内基準（4%）を上回る 8.83%（前期末比 0.27pt 増加）となりました。



内部管理態勢

内部管理態勢の整備

当金庫は、業務の健全性・適切性を確保し内部管理態勢の充実・強化を図るため、信用金庫法に基づき「内部管理基本方針」を制定し、取り組みを進めております。「内部管理基本方針」につきましては、P25をご覧ください。

●取組状況

当金庫は、理事会を経営の基本方針および業務執行等に関する重要事項の意思決定を行う機関として定めております。理事会は、経営計画および年度ごとの事業計画を定め、目標を明確にするとともに、目標の達成、進捗状況等について検討・評価しております。また、経営関連情報の開示を適時・適切に行い、経営の透明性を高めております。この理事会の機能を補完する組織として、常勤理事によって構成される常務会を設置しており、金庫の健全かつ円滑な運営を図るため、経営ならびに重要な業務に関する事案について、検討・審議を行っております。あわせてコンプライアンス委員会、統合リスク管理委員会等を設置・運営し、さらなる経営管理強化に努めております。

また、監事につきましては、理事会のほか常務会、コンプライアンス委員会、統合リスク管理委員会など経営の業務執行に関わる重要な会議等に出席し、報告を求められることができる態勢をとっております。

●内部監査態勢

業務監査につきましては、監査部を設置して本部各部、営業店および子会社等に定期的な監査を実施し、内部統制の強化に努めております。同時に、監事会も設置しており、内部統制機能につきまして包括的な監査を実施しております。また、内部統制機能向上の一環として、財務諸表作成に係るプロセス管理を強化し、その基本的枠組みの構築および自己点検、内部監査を実施しております。具体的には、財務諸表作成のため必要となる各部門からの計数報告および決算担当部門における決算処理に対して、監査部による決算処理に係る内部監査と各部門長による確認書の提出を義務づけ、各部門および各部門長の責任の明確化を図り、財務諸表の正確性および財務諸表作成に係る内部統制の有効性を図っております。

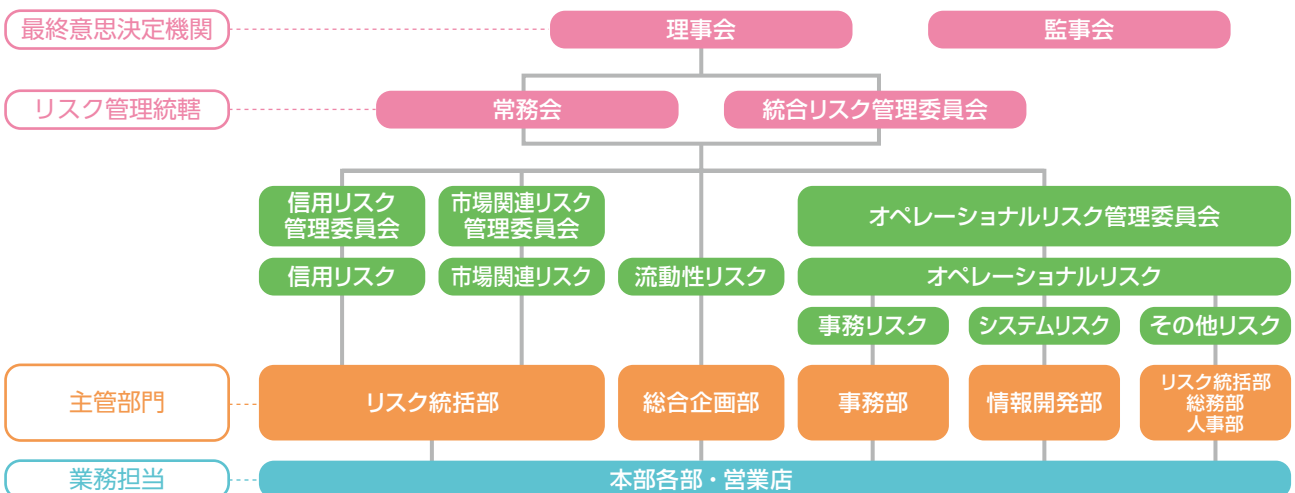
リスク管理態勢

当金庫では、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、リスク統括部を設置し、経営の健全性を確保するための態勢を構築しております。構築にあたっては、金庫経営において内包する様々なリスク（信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等）を総体的に把握したうえで、質・量ともに十分な自己資本を維持する自己管理型のリスク管理態勢を指向するものとしております。統合的リスク管理に係る最終意思決定機関を理事会とし、適正な統合的リスク管理を実現するため、「統合的リスク管理方針」、「統合的リスク管理規程」をリスク管理の基本として制定しております。

また、当金庫全体におけるリスクを一元的に審議・管理する統合リスク管理委員会を設置するとともに、リスクカテゴリーごとに主管部門を定め、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保しております。統合リスク管理委員会は、統合的リスク管理方針および各リスクの管理方針を策定または改正するほか、統合的リスク管理に関する重要事項を理事会に付議、報告する態勢をとっております。

加えて、監査部が、リスク管理の実効性を確保するために監査を行い、その結果を理事会、常務会等および監事に報告するとともに、必要に応じ被監査部門および主管部門・関連部門に改善すべき事項を提言し、その実施状況を検証しております。

[統合的リスク管理体制図]



各リスクの管理に関する基本方針

信用リスク管理

信用リスクとは、取引相手の倒産や経営の悪化により、貸出金等の元本および利息が約束通り返済されなくなり、損失を被るリスクのことです。

信用リスクについては、貸出先を12段階に格付けする「信用格付制度」によって、貸出金等の資産の自己査定の実適正化に努めております。さらに、リスク統括部が資産査定実施部門に対して、資産査定の検証や担当者の教育・指導を行うなど、相互牽制が働く態勢となっております。

また、審査部、経営支援部が、それぞれの役割と責任を明確にして信用リスクを組織的に管理しております。審査部では、「融資審査基準」に基づいた厳格な審査を行い、経営支援部では、取引先企業の経営改善の支援を行うとともに、延滞債権等に対して管理・回収の強化を図っております。これらの活動を通して信用リスクの予想損失額を算出するとともに、潜在的な信用リスクを把握することによって、信用リスクの総合的管理を強化しております。

市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利、為替、株式等、様々な市場リスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクおよび資産・負債から生みだされる収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

市場関連リスクについては、市場運用業務を行うフロント部門、リスク管理を行うミドル部門、資金決済および事務処理を行うバック部門を組織上分離し、相互牽制が働く態勢となっております。また、市場関連リスクに関する限度枠として、リスク・リミット（リスク限度枠）、保有限度枠、ロスカット基準を設定し、厳格に管理しております。

ミドル部門は、管理対象となるリスクを特定したうえでVaR等にてリスクを計測・分析し、適時にストレステストを実施するとともに、リスク状況、限度枠遵守状況および使用状況等のモニタリングをし

ております。金利リスクについては、金利感応度を把握することで重点的に管理しております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなることや、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことです。

流動性リスクについては、「流動性リスク管理基準」に基づき、必要資金等を的確に把握して厳正に管理しております。さらに具体的な対応については、「流動性リスク管理マニュアル」等で周知するなど万全を期しております。

日常の資金管理につきましては、資金の運用、調達所要額を常に把握し、資金繰り表を作成するなど保有資産の流動性を十分に確保しております。

オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、業務プロセス、役職員の活動もしくはシステムの処理等における不適切な対応や外部環境の変化から損失を被るリスクのことです。

オペレーショナルリスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等の幅広いリスクを含んでいます。

事務リスクについては、事務部が日常の事務ミス防止のため事務規程や事務マニュアル等を整備するとともに、臨店指導を行っております。また、監査部が定例的に監査を実施し、事故の未然防止に努めております。

その他リスクに関しては、主管部門が発生防止に向けた取り組みを進めております。

マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策の管理態勢

マネー・ローndリング及びテロ資金供与の防止に向けた国際的な要請の高まりを受け、当金庫では、マネー・ローndリング等の金融犯罪防止対策を重要な経営課題と位置づけ、管理態勢の構築・強化に取り組んでおります。

マネー・ローndリング及びテロ資金供与等防止に関する方針

1. 運営方針
マネー・ローndリング等防止の重要性を認識し、経営陣の主導的関与のもと、マネー・ローndリング等防止のための態勢とコンプライアンス・プログラムを整備し、強化を図ります。
2. 組織態勢
マネー・ローndリング等防止の責任者及び主管部署を定め、関係部署との適切な連携、協働のもとで組織横断的に対応します。
3. リスクベース・アプローチによる管理
リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、自らが直面しているリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。また、リスクの特定・評価及び低減措置については定期的に見直しを行い、実効性を確保します。
4. 顧客の管理方針
顧客の取引時確認等に際して適切な顧客管理措置を講じるとともに、定期的に顧客情報及び取引実態の調査・分析等を行い、継続的な顧客管理に取り組みます。
5. 疑わしい取引の届出
日常的な取引モニタリング等において検出された「疑わしい取引」を適切に処理し、当局に対して速やかに届け出る態勢を構築します。
6. 資産凍結等経済制裁措置
国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結の措置を適切に実施します。
7. 役職員研修
継続的な研修を通じて、マネー・ローndリング等防止に係る知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. 内部監査
マネー・ローndリング等防止の状況について定期的に内部監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる態勢の改善に努めます。

コンプライアンスへの取り組み

当金庫は、地域金融機関としての社会的責任を重く受け止め、法令や法令に基づく各種ルール、さらには社会的規範を遵守する態勢を構築しております。また、法令等遵守については経営計画に織り込むなど、経営の重要課題と位置づけ、継続的に取り組んでおります。「コンプライアンス基本方針」を本部各部・営業店内に掲示し、コンプライアンス意識、倫理観の醸成に日々努めております。「コンプライアンス基本方針」につきましては、P26をご覧ください。

●コンプライアンス態勢

法令等遵守態勢としては、リスク統括部内に専門の担当者を配置し、全部店のコンプライアンス態勢についての統括、指導を行っております。

本部各部・営業店には、コンプライアンス責任者および担当者を配置しております。コンプライアンス担当者は、勉強会やOJT（On the Job Training）を通じて法令等遵守意識が職員一人ひとりに浸透するよう努めるとともに、コンプライアンスに関する相談窓口となり、統括部門と連携して法令等遵守を徹底させる役割を担っております。

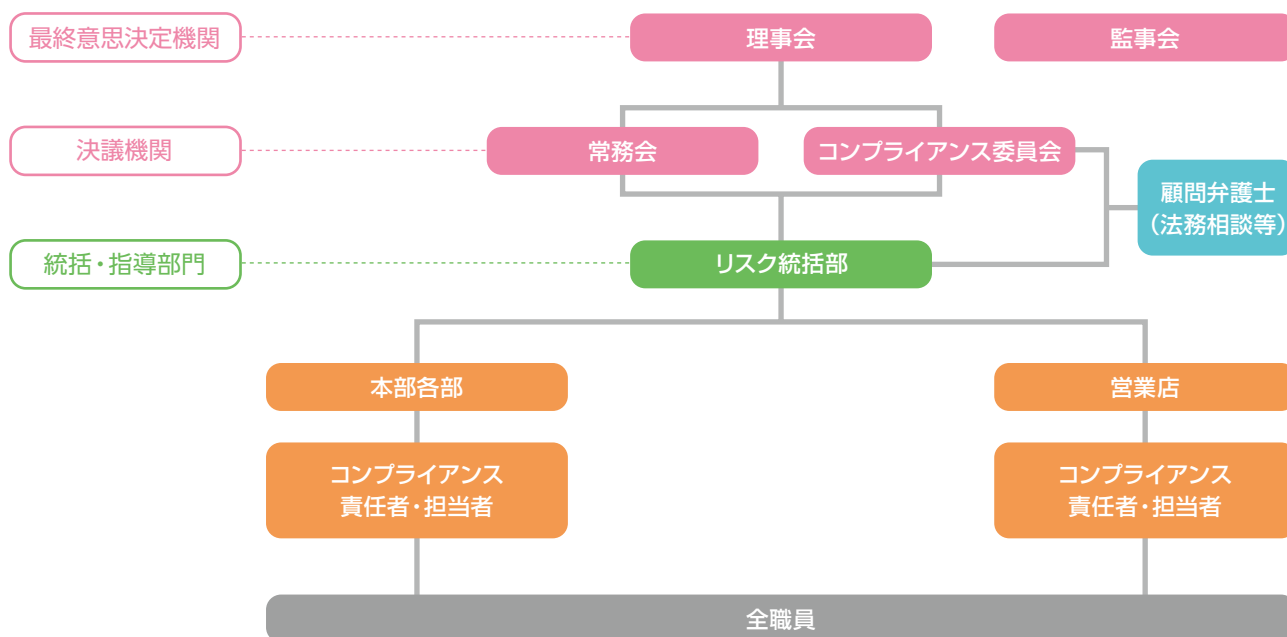
コンプライアンスに関する問題を審議する機関としてコンプライアンス委員会を設置しており、コンプライアンス担当者から定期的に報告を受けることとなっております。

●態勢強化への取り組み

当金庫は、法令等遵守態勢を強化するため、以下の取り組みを行っております。

- ・「水戸信用金庫の行動基準」の制定
- ・「コンプライアンス・マニュアル」の全役職員への配布と勉強会の実施
- ・「コンプライアンス・プログラム」の策定
- ・内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の設置
- ・「反社会的勢力に対する基本方針」「反社会的勢力への対応規程」の制定
- ・「信用金庫取引約定書」、「普通預金規定」等への暴力団排除条項の導入
- ・シニア・コンプライアンス・オフィサーの資格取得

[コンプライアンス体制図]



金融 ADR 制度

● 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店またはコンプライアンス室（電話番号：0120-337-662）にお申し出ください。

● 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話番号：03-3517-5825）にお申し出があれば、下記の東京

弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス室にお尋ねください。

名 称	受付日・時間	電 話 番 号
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	03-3581-0031
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	03-3595-8588
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00	03-3581-2249

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、金融商品の販売やサービスの提供にあたり、お客さまのニーズに適切にお応えしていくための「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定しております。「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」につきましては、P26をご覧ください。

顧客保護等管理方針

当金庫は、「顧客保護等管理方針」に基づき、お客さまとのお取引に際しましては、法令やルールを厳正に遵守し、社会的規範に則った誠実かつ公正な業務運営を遂行するとともに、お客さまの正当な利益の保護および利便性向上に向けて、継続的な取り組みを行っております。

「顧客保護等管理方針」につきましては、P26をご覧ください。

利益相反管理方針

当金庫は、「利益相反管理方針」に基づき、お客さまとのお取引に際しましては、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理しております。

「利益相反管理方針」につきましては、P26をご覧ください。

金融商品勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しましては、「金融商品勧誘方針」を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとしております。

「金融商品勧誘方針」につきましては、P26をご覧ください。

金融犯罪対策への取り組み

当金庫は、預金口座を利用した犯罪の未然防止およびお客さまの財産保護のため、口座開設等の取引時の本人確認を徹底し、不正取引防止に努めるなど、様々な取り組みを実施しております。

●二重電話詐欺への対応

多発する二重電話詐欺を防止するために、お振り込みに関して、次のような取り組みを実施しております。

- ・ATM コーナーでの携帯電話の使用の制限
 - ・窓口でのお振り込み先の確認
 - ・ご高齢のお客さまで、1年間ATMによるお振り込みがない場合は、ATMによるお振り込みの制限
 - ・ご高齢のお客さまで、窓口での多額の払い戻しを希望される場合は、現金に替えて、「自己宛小切手」発行の推奨
- ※「自己宛小切手」は現金化に時間を要し、支払い相手を特定できる可能性があることから、万一、紛失や盗難、詐欺に遭われても被害防止につながります。

なお、この場合の「自己宛小切手」発行手数料については、無料とさせていただきます。

●偽造・盗難キャッシュカード犯罪への対応

スキミングによる偽造キャッシュカードや盗難カードを

使用した不正取引などからお客さまの大切な財産をお守りするために、次のような取り組みを実施しております。

- ・ATMによる暗証番号変更
- ・全ATMへの後方確認ミラーの設置
- ・ATM画面のぞき見防止のための遮断フィルターの設置
- ・個人のお客さまのキャッシュカードによる1日あたりの現金のお引き出し利用限度額を50万円に引き下げ
- ・ご高齢のお客さまで、1年間ATMによる払い戻しがない場合は、キャッシュカードによる1日あたりの現金のお引き出しご利用限度額を10万円に引き下げ

●取引時の確認について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、口座開設等の際にお客さまの氏名、住所(住居)、生年月日、職業、取引を行う目的等について確認させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

お客さまへのお願い

- 類推されやすい暗証番号をお使いの場合は、すみやかに変更されることをお勧めします。

生年月日、電話番号、住所の番地、自動車のナンバー、4桁が同じ数字など、他人から類推されやすい暗証番号はお避けください。なお、現在類推されやすい暗証番号をお使いの場合は、当金庫ATMにて暗証番号を変更されることをお勧めします。

- キャッシュカード、通帳、証書の保管・取り扱いには十分ご注意ください。

- ・通帳のご記帳はできるだけ頻繁に行い、不審な取引がないかご確認ください。
- ・キャッシュカードの暗証番号を、金融機関のお取引以外のサービス(貴重品ボックス、ロッカー、携帯電話等の暗証番号)に使うことはお避けください。
- ・ATMをご利用されるときは、暗証番号を後ろから盗み見られないようご注意ください。
- ・当金庫職員が店舗内外や電話、電子メールなどでキャッシュカードの暗証番号をお尋ねすることはありません。不審な点がある場合はただちに当金庫にご照会ください。
- ・キャッシュカードのご利用明細票は、お持ち帰りになられるか、他人に見られないように廃棄してください。
- ・キャッシュカードも通帳や印鑑と同様、大切なものですので厳重な管理をお願いいたします。長時間お手もとからお離しになられる際は十分ご注意ください。

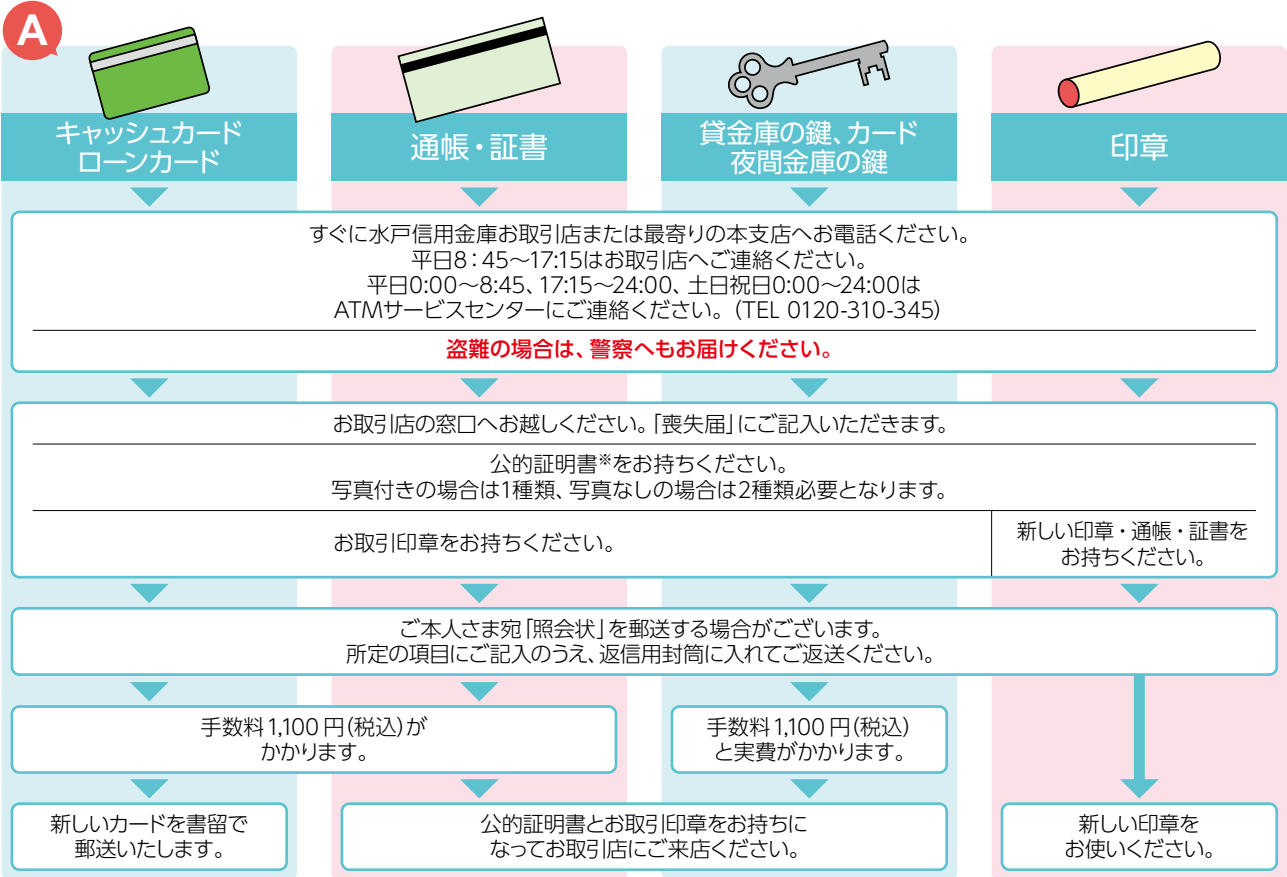
偽造・盗難カード被害に遭われた場合の連絡先

お客さまが、偽造・盗難カード被害に遭われた場合にはただちに下記までご連絡ください。

曜日等	連絡時間帯	連絡先名称	連絡先電話番号
平日	0:00~ 8:45	ATMサービスセンター	0120-310-345
	8:45~17:15	各お取引店	各お取引店電話番号
	17:15~24:00	ATMサービスセンター	0120-310-345
土曜日・日曜日・祝日	0:00~24:00	ATMサービスセンター	0120-310-345

※各お取引店の電話番号はP30~31をご覧ください。

Q 印章・通帳・カードなどをなくしてしまった場合



※公的証明書

個人	写真付きの公的証明書……運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、障がい者手帳等 写真なしの公的証明書……印鑑登録証明書、各種健康保険の被保険者証、住民票等
法人	印鑑登録証明書、登記事項証明書等

Q カードの暗証番号を忘れてしまった場合

A おそれいりますが、暗証番号のご照会はお受けいたしかねます。
お手数ですが、最寄の店舗の窓口でカードの再発行手続きをお願いします。
〈お持ちいただくもの〉
◎カード ◎お取引印章 ◎公的証明書 ※手数料1,100円(税込)がかかります。

Q 引っ越しをした場合

A 最寄の店舗の窓口へお越しください。
〈お持ちいただくもの〉
■住所変更のみの方
◎お取引印章 ◎新住所が確認できる公的証明書(住民票・運転免許証など)
■住所変更とともにお取引店も変更される方
◎すべての通帳および証書 ◎カード ◎お取引印章
◎新住所が確認できる公的資料(住民票・運転免許証など)
※口座振替の指定口座となっている場合は、指定口座変更の手続きも必要となります。
※通帳・証書・カードを紛失している場合は、1件につき手数料1,100円(税込)がかかります。

Q 結婚などにより氏名が変わった場合

A 最寄の店舗の窓口へお越しください。
〈お持ちいただくもの〉
◎すべての通帳および証書 ◎カード ◎お取引印章(印章を変更するときは新しいお取引印章も一緒に)
◎戸籍謄(抄)本または住民票の写し(1枚で旧姓および現姓が確認できるもの)または運転免許証(旧姓の運転免許証で裏面に変更表示のあるもの)

総代会制度

総代会の役割

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、

総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、意見・要望・苦情窓口の設置、会員向けアンケートの実施、役職員による日々の訪問活動等を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、様々な経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代および総代選考委員の資格・適格要件等

1. 総代の資格・適格要件・任期

(1) 資格要件

- ・当金庫の会員であること

(2) 適格要件

- ・優良なメイン取引先であること
- ・人格、見識に秀れ、当金庫の発展に寄与できる人
- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい人
- ・良好な社会的生活を営んでいる人
- ・他の金融機関の役職員・総代でない人
- ・留任の場合は、80歳未満の人

(3) 任期

- ・3年

2. 総代選考委員の資格・適格要件・任期

(1) 資格要件

- ・当金庫の会員であること

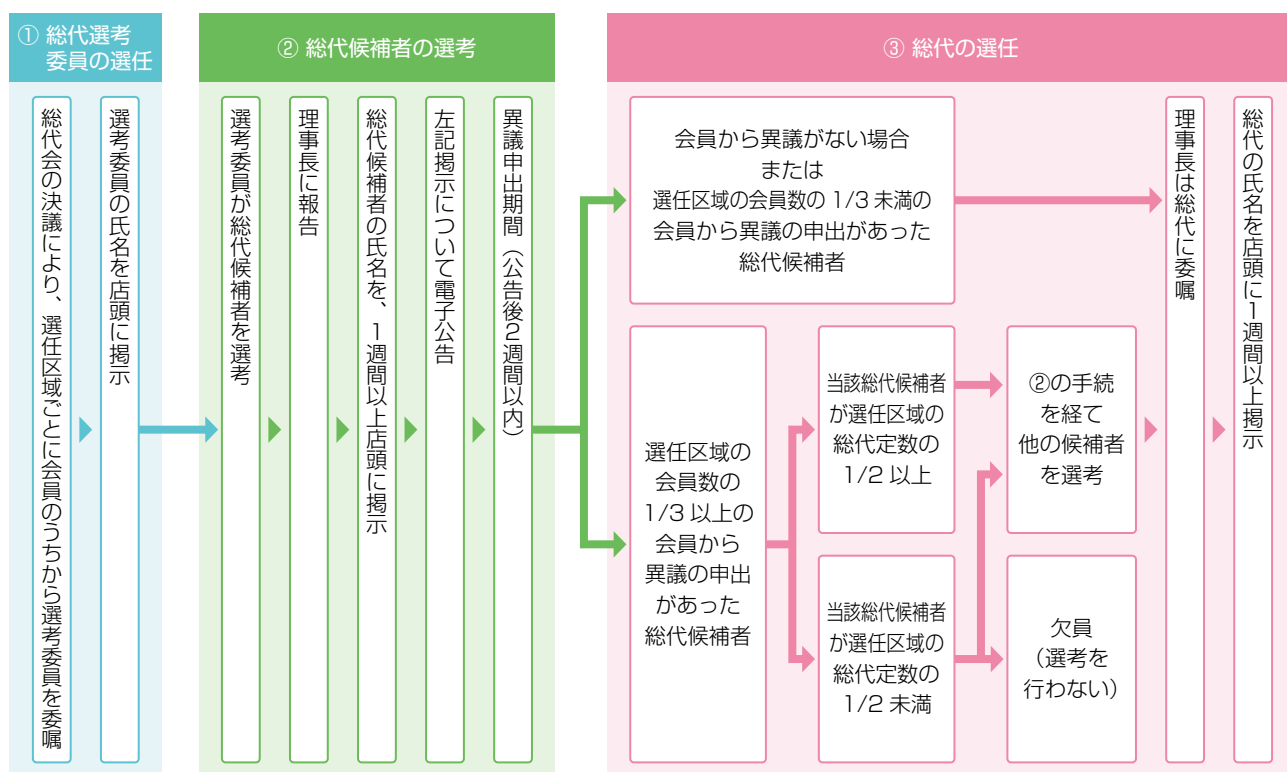
(2) 適格要件

- ・正常な取引先であること
- ・良識を持って正しい判断ができる人
- ・総代就任の意思のない人
- ・総代候補者と同一事業所に携わらない人

(3) 任期

- ・3年

選考手続き



総代会開催日・報告事項・決議事項

令和6年6月24日開催の第79期通常総代会において、次の事項が付議され、各議案とも原案どおり承認されました。

- 1. 報告事項 第1号報告 第79期 業務報告・貸借対照表・損益計算書報告の件
- 2. 決議事項 第1号議案 第79期 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 優先出資の一部買入消却の件
- 第3号議案 会員の法定脱退の件
- 第4号議案 総代候補者選考委員選任の件
- 第5号議案 理事任期満了に伴う改選の件



第79期通常総代会

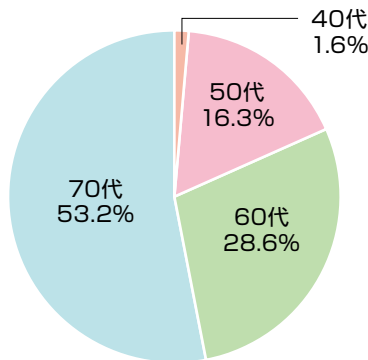
総代名簿

(令和6年6月30日現在)

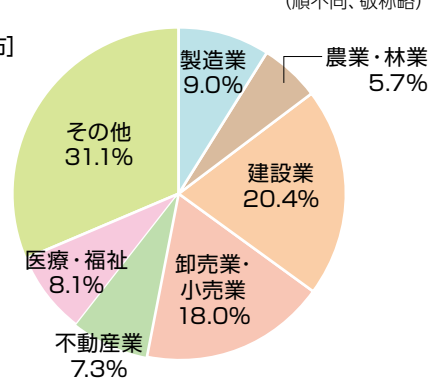
1.水戸・中部地区	山口 一郎⑥	遅野井 健⑥	薄井 宗明⑤	田村 貴也①	入江 元⑧	砂押 重勝⑥	関根 貴雄①
	小柴 庄一①	金澤 邦道⑨	中山 彰真⑧	川上 裕一④	島村 明弘②	小池 貞⑥	池田 勤①
	関 輝喜⑧	富田 暁人①	堀井 克美⑫	高沢 彰⑪	二川 泰久⑥	高橋 裕①	深作 律夫⑥
	川上 洋一④	林 邦雄④	坪 誠一⑤	長洲 常男③	大貫 恒夫⑥		
2.県東地区	海野 泰司④	田山 東湖⑬	石井 藤一郎⑧	川上 幸希⑧	坂本 敬子⑥	橋本 英明①	清水 悟③
	田中 正平⑧	鶴田 哲男⑨	瀬谷 利雄②	根本 悦子②			
3.県北地区	樋本 和雄⑭	佐々木 謙一⑥	渡邊 操①	高倉 信隆⑦	藤井 幹子②	黒澤 義昌①	熊田 昭二⑥
	白土 仙一郎⑧	田口 喜久雄⑥	川嶋 正次②	吉田 二男②	森嶋 正一郎①	柴田 英哉⑫	馬上 秀一⑥
	小松 茂一⑧	菊池 勝雄⑥					
4.県西・石岡地区	木村 政美⑦	吉水 幸憲⑦	青木 正紀⑥	林 稔③	飯田 勇⑥	山口 伸樹②	長尾 完⑦
	江原 均⑦	木川 知三②	川那子 克己⑦	斉藤 悦夫⑪	田所 嘉徳⑪	山西 弘一郎③	戸塚 一夫①
	神生 恭利⑤	市村 茂雄③	島田 穰一①	永田 良夫⑦	川又 忠志⑦		
5.土浦・つくば地区	山本 和男⑦	中川 清⑦	高塚 千史⑦	七野 満⑤	池野辺 衛③	島田 静子②	佐野 欣一④
	寺島 さと子⑤	丸山 美智子③	高柴 充男①	浅野 敏夫⑦	軽部 晃③	清水 俊男④	川村 剛久⑦
	増山 栄③	久松 一郎⑦	鈴木 一郎①	香取 秀総①	植田 利収③	小松崎 雅雄③	飯田 茂夫⑤
	細田 哲男⑨						
6.鹿行地区	鹿島 則良⑦	内野 泰一郎①	納富 秀政①	菊地 美博⑦	額賀 健④	市村 正義⑤	鬼沢 弘子③
	立野 壯一⑥	箕輪 次夫①	高崎 俊雄③	山本 次保④	宮本 治②	鈴木 一⑦	
7.県南・千葉地区	藤井 明⑤	張替 和夫⑨	宮本 博行③	霜村 研一⑨	風見 治⑨	野中 浩①	森田 浩司①
	羽生 丈夫⑨	長妻 稔⑨	黒田 正⑨	山岡 俊夫①	結城 繁⑨	足立 俊弘②	高橋 稔③
	川野 健一④						
合計	122名	定数:100名以上180名以内					

※○内の数字は選任回数

【総代の年齢別分布】



【総代の業種別分布】



内部管理基本方針

1. 目的

当金庫は、当金庫の業務ならびに当金庫、子会社および子法人等から成る集団（以下、「当金庫グループ」という。）の業務の健全性・適切性を確保するため、信用金庫法第36条第5項第5号に基づき、次のとおり内部管理基本方針を定め、組織全体に周知させることとする。

2. 法令等遵守体制

当金庫は、当金庫グループの役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を次のとおり構築する。

- (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性および適切性を確保するための重要課題の一つとして位置付け、「水戸信用金庫行動基準」、「コンプライアンス・マニュアル」他を定め法令等遵守の重要性を役職員に周知徹底するとともに、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- (2) 当金庫グループの法令等遵守に関する事項を一元的に審議・管理する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス統括担当をリスク統括部内に設置する。また、当金庫の本部各部、営業店ならびに子会社および子法人等に「コンプライアンス責任者」および「コンプライアンス担当者」を配置し、法令等遵守の徹底を図る。
- (3) 不正行為等の早期発見と是正を行うため、職員がコンプライアンス違反行為の事実ないし、その疑義を認識した場合に、所属部店等の上司を介さず、匿名で直接コンプライアンス統括担当に報告・相談等を行うことのできるコンプライアンス・ホットラインを設置する。
- (4) 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、「反社会的勢力に対する基本方針」、「反社会的勢力等対応規程」を定め役職員に周知徹底するとともに、組織として対応するための体制を構築する。また、反社会的勢力の不当要求には、断固として拒絶し関係を持たないこととするとともに、職員の安全を確保し、組織全体で法的に対応する。
- (5) 監査部は、法令等遵守態勢の適切性および有効性について監査を行い、その結果を理事会、常務会等および監事に報告するとともに、必要に応じ被監査部門（子会社および子法人等を含める。以下同じ。）および統括部門に改善すべき事項を指示し、その実施状況を検証する。

3. 情報の保存管理体制

当金庫は、当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を次のとおり構築する。

- (1) 理事の職務執行に係る理事会、常務会等の各議事録および各稟議書類等は、「理事会規程」、「常務会規程」等に基づき作成し、「文書保存、廃棄規程」等に則って、意思決定を行うために用いた資料とともに適切に保存・管理する。
- (2) 理事および監事は、これらの文書を常時閲覧することができる。

4. リスク管理体制

当金庫は、当金庫グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制を次のとおり構築する。

- (1) 適正な統合的リスク管理を実現するため、「統合的リスク管理方針」、「統合的リスク管理規程」をリスク管理の基本として策定するとともに、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスク特性等に応じた管理方針、規程等を策定する。
- (2) 当金庫グループのリスクを一元的に審議・管理する「統合的リスク管理委員会」を設置するとともに、リスクカテゴリー毎の主管部門・担当部門を定め、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保する。
- (3) 統合的リスク管理委員会は、当金庫グループにおけるリスクの状況を定期的または必要に応じ理事会に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、理事会に速やかに報告または付議する。
- (4) 監査部は、リスク管理の実効性を確保するために監査を行い、その結果を理事会、常務会等および監事に報告するとともに、必要に応じ被監査部門および主管部門・担当部門に改善すべき事項を指示し、その実施状況を検証する。
- (5) 大規模災害、システム障害および風評リスク等緊急事態の発生に伴い生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、「危機管理要領」に基づいて危機管理態勢を整備する。

5. 理事の職務の執行体制

当金庫は、当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築する。

- (1) 理事会を原則月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当金庫の経営の基本方針および業務執行等に関する重要事項について意思決定を行う。
- (2) 理事会は、全役職員が共有する経営計画および年度毎の事業計画を定め、目標を明確にするとともに、目標の達成、進捗状況等について検討・評価する。
- (3) 理事の職務の執行が効率的に行われているかを、会員および預金者等関係者からも確認できるように、経営関連情報の開示を適時・適切に行い、経営の透明性を高める。

6. 業務の適切性を確保する体制

当金庫は、当金庫グループの業務の適正を確保するための体制を次のとおり構築する。

- (1) 当金庫の代表理事は、子会社および子法人等の代表取締役から定期的に同社の取締役等の職務執行状況のうち経営上の重要事項に関する報告を受ける。報告を受けた代表理事は、必要に応じてその内容を理事会等に報告する。
- (2) 監事および監査部は、当金庫グループの業務について、法令等に抵触しない範囲において定期的に監査を行う。監査部は、その結果を代表理事に報告する。報告を受けた代表理事は、必要に応じてその内容を理事会等に報告する。
- (3) 当金庫は、子会社および子法人等が業務運営方針や事業計画その他重要事項を策定するにあたり、当金庫の経営方針等に準拠した内容としているかを検証する。
- (4) 当金庫は、子会社および子法人等における業務運営方針や事業計画に基づく事業の実施状況を定期的に管理・検証し、必要に応じてその結果を理事会等に報告する。
- (5) 当金庫と当金庫の子会社および子法人等との取引が、弊害防止措置等の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から適切なものとなるよう、総合企画部や監査部が定期的にモニタリングするなどの措置を講ずる。

7. 監事の職務の補助

当金庫は、当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項を次のとおりとする。

- (1) 監事が、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合、理事は監事と協議のうえ、人員を配置する。
- (2) 監事を補助すべき職員の配置にあたっては、当該業務等を十分検証できる能力を有するものを配置する。

8. 監事の職務を補助する職員の独立性等

当金庫は、当金庫の監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性等に関する事項を次のとおりとする。

- (1) 監事の職務を補助すべき職員は、他部署を兼務せず、当該監査業務に関し監事の指揮命令に従い、監事以外のものからの指揮命令は受けないこととする。
- (2) 理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動および考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事の同意を求めるとする。

9. 監事への報告体制

当金庫は、当金庫の理事および職員ならびに子会社および子法人等の役職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制を次のとおり構築する。

- (1) 当金庫の理事および職員は、当金庫グループにおける次に定める事項について事態認識後直ちに監事に報告するものとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - ① 理事会（子会社および子法人等においては取締役会）および常務会で決議された事項
 - ② 当金庫グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ③ 経営状況に関する重要な事項
 - ④ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - ⑤ 重大な法令・定款違反
 - ⑥ コンプライアンス・ホットラインの運用および通報の内容
 - ⑦ コンプライアンス違反およびその他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 当金庫は、公益通報者保護に関する規程等に基づき、監事への報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- (3) 監事は、当金庫グループの業務執行に係る重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて当金庫の理事および職員ならびに子会社および子法人等の役職員に対して説明を求めることができる。
- (4) 監事は、理事会のほか常務会、コンプライアンス委員会、統合的リスク管理委員会、ALM委員会など経営の業務執行に係る重要な会議等に出席し報告を求めることができる。

10. その他監事の監査の実効性を確保する体制

当金庫は、その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築する。

- (1) 監事が作成する監査計画に基づく監査の実施に対し、理事および職員は協力する。
- (2) 代表理事は、監事と当金庫が対処すべき課題、監事監査の環境整備の状況等について定期的に意見交換を行う。
- (3) 監事は、監査部、監査法人等との連携を保ち、監査の実効性の確保に努める。
- (4) 監事は、監査部に対して調査を求めることができる。また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用できる。
- (5) 監事は、必要に応じて契約書類、稟議書、各会議議事録等を閲覧できる。
- (6) 当金庫は、当金庫の事業計画および監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、予め監事の同意を求めるとする。

11. 基本方針の改廃

本基本方針の改廃は、理事会が決議する。

コンプライアンス基本方針

1. 社会的使命と公共性の自覚と責任
水戸信用金庫ならびに水戸信用金庫の子会社および子法人等から成る集団（以下、「当金庫グループ」といいます。）は、地域社会の一員としての社会的責任と公共的使命を常に自覚し、自己責任に基づく健全な業務運営の遂行に努めます。
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
当金庫グループは、セキュリティ・レベルに十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域社会の発展に貢献します。
3. 法令やルールの厳格な遵守
当金庫グループは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
4. 地域社会とのコミュニケーション
当金庫グループは、経営等の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
5. 職員の人権の尊重等
当金庫グループは、職員・社員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。
6. 環境問題への取り組み
当金庫グループは、資源の効率的利用や廃棄物の削減を推進するとともに、環境保全に寄与する金融サービスの提供に努めるなど、環境問題に積極的に取り組みます。
7. 社会貢献活動への取り組み
当金庫グループが地域社会の中において存続・発展し得る存在であることを自覚し、「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組みます。
8. 反社会的勢力の排除
当金庫グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を断固として排除します。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

1. 私たちは、金融機関としての職業倫理をもって、お客さまの最善の利益を第一に、誠実・公正に業務を行ってまいります。
2. 私たちは、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、お客さまとの利益相反管理を適切に行ってまいります。
3. 私たちは、金融商品の販売やサービスの提供にあたり、お客さまにご負担いただく手数料その他の費用の詳細について、適切な資料に基づき、わかりやすい丁寧な説明を行います。
4. 私たちは、金融商品の販売や推奨等を行ううえでの重要な情報について、お客さまにご理解いただけますよう、わかりやすい丁寧な説明を行います。
5. 私たちは、お客さまとの対話を通して、お客さまお一人おひとりにふさわしい金融商品の販売や推奨等を行います。
6. 当金庫は、お客さまの最善の利益を図るための職員に対する適切な教育を行ってまいります。

顧客保護等管理方針

水戸信用金庫ならびに水戸信用金庫の子会社および子法人等から成る集団（以下、「当金庫グループ」といいます。）は、お客さまのお取引に際しましては法令やルールを厳正に遵守し、社会的規範に則った誠実かつ公正な業務運営を遂行するとともに、お客さまの正当な利益の保護および利便性の向上に向けて、継続的な取り組みを行ってまいります。

1. 当金庫グループは、お客さまに十分ご理解をいただいた上でお取引いただけるよう、金融取引や商品等に関するお客さまの知識、経験、財産の状況およびご契約の目的に応じて適切な情報の提供と商品説明を行います。
2. 当金庫グループは、お客さまからお申出のあった、ご意見、ご相談および苦情等につきましては、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるように努めるとともにお客さまの正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
3. 当金庫グループは、お客さまの情報を適性かつ適法な手段で取得し、お客さまの同意がある場合や法令等により開示が求められた場合等を除いて、利用目的の範囲を超えた利用や第三者への提供を行いません。また、お客さまの

情報を正確に保つように努めるとともに情報への不正なアクセスや情報の流失・紛失等防止のため、必要かつ適正な措置を講じてまいります。

4. 当金庫グループが行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまの利益を守るため、委託先に対して適切かつ十分な管理を実施いたします。
5. 当金庫グループは、お客さまの取引で生じうる利益相反のおそれのある取引につきましては、法令等に従って適正に管理する体制を整備するとともにお客さまの利益が不当に害されることを防止するため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。

※本方針における「お客さま」とは、「当金庫グループをご利用されている方および利用しようとしている方」を意味します。

※お客さま保護の必要性のある業務とは、預金等の受入れ、与信取引、金融商品の販売および募集等においてお客さまと当金庫グループとの間で行われるすべての取引に関する業務です。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまのお取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫およびみとしんリース株式会社（以下、総称して「当金庫等」といいます。）がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を利用して行う取引

- (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融商品勧誘方針

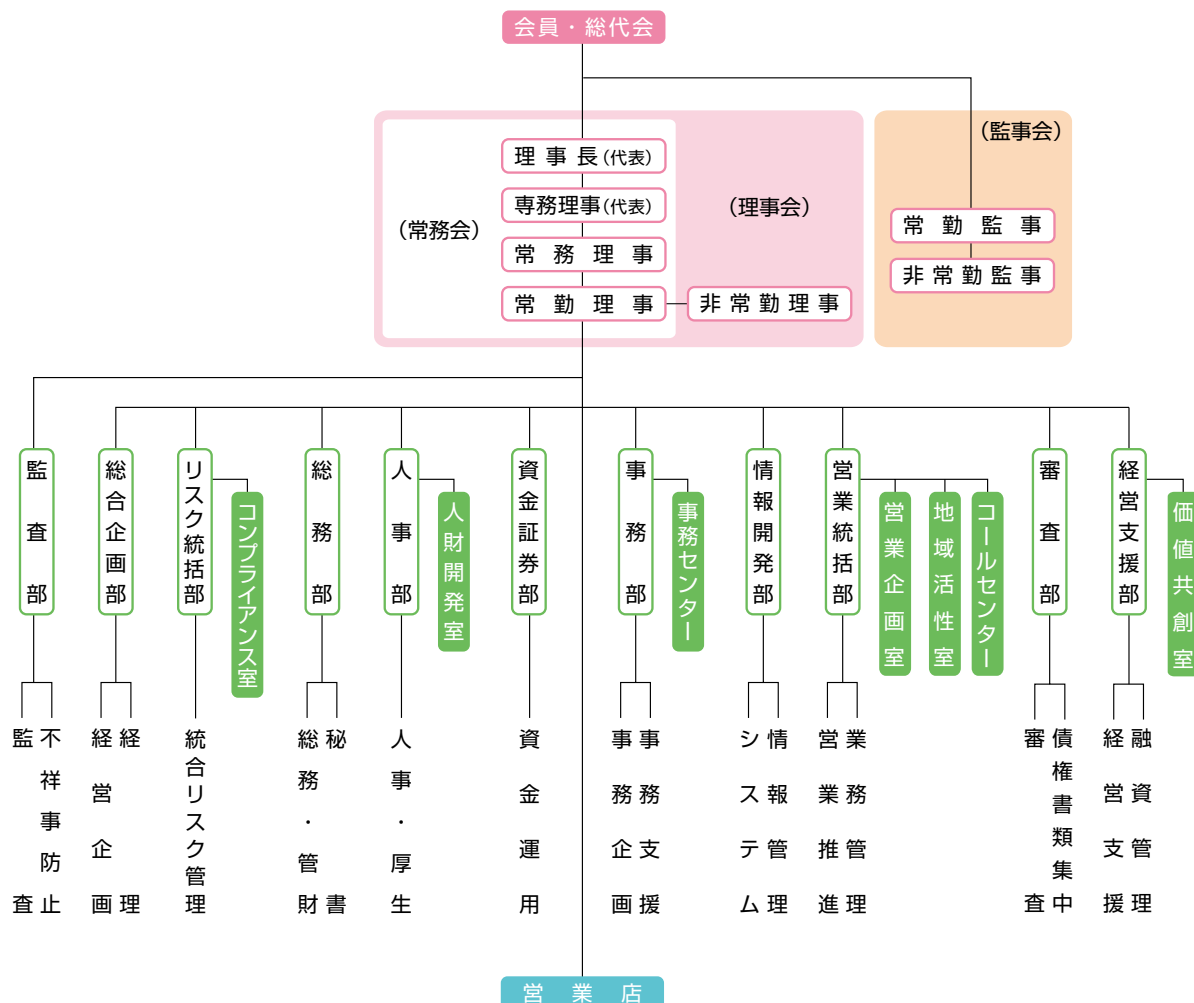
当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明いたします。

3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。店舗内での勧誘については所定の営業時間内、訪問・電話による勧誘については午前9時から午後8時までといたします。ただし、事前にお客さまからのご了解をいただいている場合を除きます。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

組織図

(令和6年6月30日現在)



みとしんの経営体制

役員

(令和6年6月30日現在)

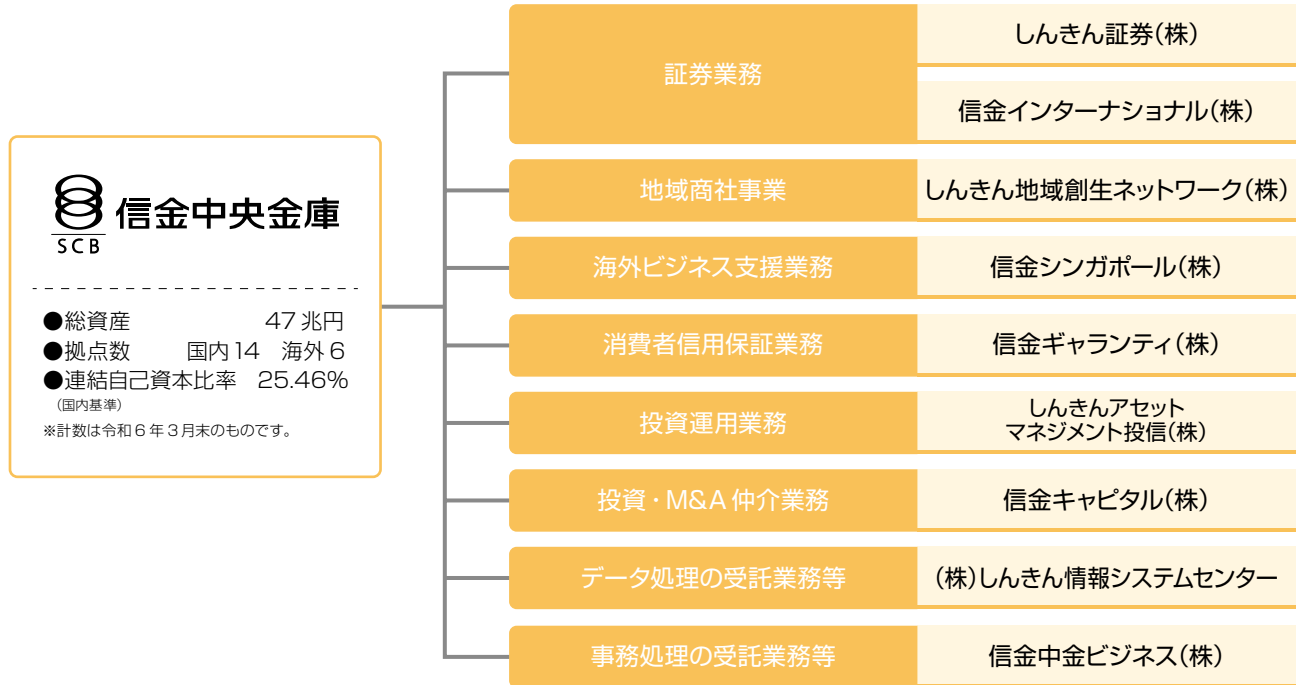
理事長(代表理事)	飯村 次男	理事(常勤)	助川 安弘	監事(常勤)	寺門 喜久夫
専務理事(代表理事)	竹村 秀晃	理事(常勤)	二瓶 義憲	監事(非常勤)	櫻井 敏行 ^{※2}
専務理事(代表理事)	小橋 昭弘	理事(常勤)	堀江 文展	監事(非常勤)	福田 敬士 ^{※2}
常務理事(常勤)	酒井 充	理事(常勤)	藤澤 雄司		
常務理事(常勤)	照沼 政彦	理事(非常勤)	岡田 幸彦 ^{※1}		
		理事(非常勤)	武田 隆志 ^{※1}		

※1は「総代会の機能向上策に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事
 ※2は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事

1945年	1月	市街地信用組合法に基づき水戸信用組合を設立し、事務所を水戸市泉町に開設	9月	石岡信用金庫の事業譲り受け	
	8月	戦災で店舗消失、仮店舗を馬口労町に開設	11月	個人年金保険等生命保険の窓口販売開始	
1950年	3月	店舗(本店)を水戸市大工町へ移転	2003年	1月	土浦信用金庫と合併。合併後預金残高1兆554億円、出資金41億円、営業店舗82カ店、役員員数1,271名
1952年	6月	信用金庫法に基づき水戸信用金庫に組織を変更 預金残高8,600万円、出資金500万円	5月	郵便貯金(現ゆうちょ銀行)との提携キャッシュサービス開始	
1953年	4月	最初の支店(赤塚支店)を水戸市赤塚町に開設	6月	個人向け国債取扱開始	
1956年	7月	磯原信用金庫と合併。合併後預金残高4億4,800万円、出資金2,300万円	7月	アイワイバンク(現セブン銀行)との提携キャッシュサービス開始	
1958年	12月	預金残高10億円を突破。営業店舗7カ店、役員員数105名	2004年	7月	「法人キャッシュカード」取扱開始 投資信託受益証券の窓口販売を全店に拡大
1959年	10月	水戸市大工町に本店新築、移転	9月	「みとしんビジネスダイレクト」取扱開始	
1963年	3月	預金残高50億円を突破。営業店舗8カ店、役員員数183名	2005年	1月	無利息型普通預金取扱開始
1966年	12月	預金残高100億円を突破。営業店舗9カ店、役員員数269名	3月	個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)制定	
1970年	12月	預金残高200億円を突破。営業店舗9カ店、役員員数303名	2006年	4月	イメージキャラクターとして「アンパンマン」を採用
1972年	6月	那珂湊信用金庫と合併。合併後預金残高270億8,700万円。出資金3億8,700万円	2007年	10月	赤塚支店、土日営業店舗としてリニューアルオープン
1974年	12月	預金残高500億円を突破。営業店舗12カ店、役員員数397名	2008年	5月	医療保険、がん保険取扱開始
1975年	4月	「みとしん経営研究会」発足	6月	イオン銀行との提携キャッシュサービス開始	
	11月	日本銀行歳入代理店の認可	2009年	11月	みとしんビジネスマッチングサービス開始
1977年	8月	「みとしん黄門会」発足	2010年	4月	学資保険取扱開始
1978年	12月	CDカード取扱開始。預金残高1,000億円を突破。営業店舗15カ店、役員員数540名	7月	新オンラインシステムへ移行	
1983年	3月	しんきんネットキャッシュサービス開始	2011年	5月	水戸ホーリーホックとスポンサー契約締結
	6月	国債等の窓口販売取扱開始	6月	茨城県と「茨城県認知症普及啓発対策企業連携事業」についての協定締結	
1984年	12月	預金残高2,000億円を突破。営業店舗22カ店、役員員数630名	2012年	3月	菅谷支店リニューアルオープン
1988年	1月	新オンラインに移行	2013年	5月	大工町支店リニューアルオープン
	9月	得意先活動にハンディ端末機導入	12月	磯原支店リニューアルオープン	
1989年	8月	I-NETキャッシュサービス開始 預金残高3,000億円を突破。営業店舗29カ店、役員員数686名	2014年	9月	北茨城市と「災害時応援協定」を締結
1990年	7月	全国キャッシュサービス開始	11月	日本政策金融公庫と業務連携	
1991年	10月	「みとしん青年重役会」発足	11月	土浦支店リニューアルオープン	
	11月	CI発表	2015年	3月	土浦市と「災害協定」を締結
	12月	預金残高4,000億円を突破。営業店舗35カ店、役員員数707名	8月	創業支援施設「夢ぶらざ」の開設	
1992年	4月	アンサーサービス開始	12月	茨城県よろず支援拠点の連携協定の締結	
	12月	データ伝送サービス開始	2016年	2月	REVICと「特定専門家派遣」に関する契約を締結
1994年	5月	水戸市城南に本店新築、移転。大工町支店開設 店舗数40カ店、水戸市内10カ店	10月	ホームページリニューアル	
1995年	1月	創立50周年	10月	「第1回水戸黄門漫遊マラソン」に特別協賛	
	10月	「みとしん資産活用研究会」発足	2017年	4月	第20次中期経営計画策定
1996年	1月	信託代理業務取扱開始	9月	新オンラインシステムへ移行	
1998年	9月	年金フリーダイヤルの設置	10月	「くるみん認定」を取得	
	11月	外貨定期預金の取扱開始(2019年6月に取扱中止) 全店合同「年金友の会」発足	11月	茨城県女性が輝く優良企業認定制度において3つ星を取得	
1999年	12月	ホームページ開設	2018年	3月	パーソルホールディングス(株)と業務提携
2000年	5月	龍ヶ崎信用金庫と合併し、新生「水戸信用金庫」としてスタート 合併後預金残高6,306億円、出資金17億円、営業店舗56カ店、役員員数911名	5月	牛久支店リニューアルオープン	
	12月	しんきんゼロネットサービス開始	12月	「しんきん圏央道ライアンス」に関する協定の締結	
2001年	3月	スポーツ振興くじ払戻業務取扱開始	2019年	2月	「健康経営優良法人2019(ホワイト500)」認定の取得
	4月	デビットカードサービス取扱開始。保険窓口販売開始	11月	「プラチナくるみん認定」を取得	
	12月	投資信託窓口販売開始	2020年	1月	創立75周年
2002年	7月	県内初の土日通常営業店舗、龍ヶ岡支店開設	2月	「健康経営優良法人2020」認定の取得	
			4月	第21次中期経営計画策定	
			2021年	3月	「健康経営優良法人2021」認定の取得
			10月	「みとしんバンキングアプリサービス」取扱開始	
			2022年	4月	「Mitoshin Big Advance」取扱開始
			10月	笠松運動公園のネーミングライツ・パートナー契約の締結 名称「水戸信用金庫スタジアム」	
			2023年	1月	石岡中央支店リニューアルオープン
			4月	ホームページリニューアル	
			11月	新オンラインシステムへ移行	
				第22次中期経営計画策定	
				那珂湊支店リニューアルオープン	

信金中央金庫のご紹介

信金中央金庫は、全国各地にある信用金庫の出資によって設立された協同組織金融機関であり、信用金庫の中央金融機関としての役割を担っています。全国の信用金庫から預け入れられた資金や信金中央金庫が金融債を発行して調達した資金をもとに、地方公共団体や事業会社等への貸出を行っております。また、信金中央金庫は、地域の皆さまに質の高い金融サービスを提供することで、地域における様々な課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



信用金庫の中央金融機関としての主な役割

信金中央金庫は、信用金庫の中央金融機関として、1. 持続可能な社会を実現する機能、2. 信用金庫のセントラルバンク機能、3. 機関投資家としての機能という3つの大きな役割を果たしています。

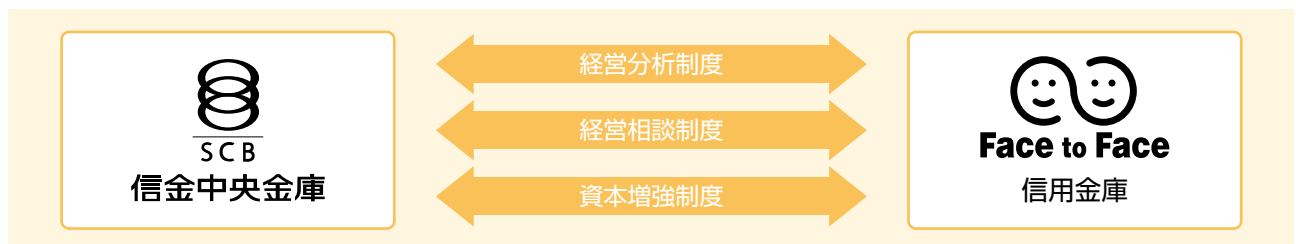
1. 持続可能な社会を実現する機能

信用金庫がお客さまのために行っている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やデジタルの活用などに取り組んでいます。

2. 信用金庫のセントラルバンク機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

●信用金庫経営力強化制度



3. 機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社への貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ESG 投融資等を推進しています。

(令和6年7月1日現在)

店番	店舗名	所在地	電話番号	ATM 稼働時間	インフォメーション
----	-----	-----	------	----------	-----------

県央地区						
①	040	本店営業部	水戸市城南 2-2-21	029-222-3313		● ●
②	001	大工町支店	水戸市大工町 1-2-3	029-227-1161		● ●
③	012	袴塚支店	水戸市袴塚 2-3-3	029-221-0211		●
④	013	下市支店	水戸市本町 2-2-21	029-226-3101		
⑤	014	吉田支店	水戸市元吉田町 1627-1	029-247-8121		●
⑥	042	酒門支店	水戸市けやき台 3-57-1	029-246-3100		●
⑦	016	千波支店	水戸市千波町 2770-30	029-243-4433		●
⑧	043	平須支店	水戸市平須町 1820-46	029-244-1311		● ●
⑨	003	赤塚支店	水戸市赤塚 1-1981-1	029-251-1515		● ●
⑩	011	見和支店	水戸市姫子 2-700-3	029-252-6655		● ●
⑪	024	内原支店	水戸市内原町 1503	029-259-6331	平日	●
⑫	025	友部支店	笠間市八雲 1-4-14	0296-77-0821	8:00 ~ 21:00	● ● ●
⑬	114	岩間支店	笠間市下郷 4439-170	0299-45-7235	—————	● ●
⑭	102	小川支店	小美玉市中延 128-2	0299-58-2511	土・日・祝日	● ●
⑮	111	美野里支店	小美玉市堅倉 946-3	0299-48-2111	9:00 ~ 19:00	● ●
⑯	118	羽鳥支店	小美玉市羽鳥 2669-2	0299-46-1234		● ●
⑰	005	大洗支店	東茨城郡大洗町磯浜町 895-2	029-266-1111		● ●
⑱	026	茨城町支店	東茨城郡茨城町小鶴 77-1	029-292-6611		● ●
⑲	010	那珂湊支店	ひたちなか市湊中央 2-8-10	029-262-4161		●
⑳	030	中根支店	ひたちなか市中根 894-1	029-275-7511		● ●
㉑	022	市毛支店	ひたちなか市市毛 808-1	029-272-1811		●
㉒	015	勝田支店	ひたちなか市勝田中央 14-8	029-274-6677		● ●
㉓	019	佐和支店	ひたちなか市高場 1478	029-285-6411		● ●
㉔	020	菅谷支店	那珂市菅谷 661-46	029-295-2131		● ● ●
㉕	021	東海支店	那珂郡東海村大山台 2-7-25	029-283-1171		● ●

県北地区						
㉖	007	多賀支店	日立市千石町 1-3-12	0294-36-1155		●
㉗	009	日立支店	日立市弁天町 1-2-12	0294-21-6235	平日	● ●
㉘	017	大みか支店	日立市大みか町 1-4-12	0294-53-3355	8:00 ~ 21:00	● ●
㉙	004	太田支店	常陸太田市内堀町 2961-1	0294-72-5111	—————	●
㉚	006	高萩支店	高萩市春日町 2-82	0293-22-2260	土・日・祝日	● ●
㉛	002	磯原支店	北茨城市磯原町磯原 2-303	0293-42-1141	9:00 ~ 19:00	● ● ●
㉜	027	大宮支店	常陸大宮市上町 906-10	0295-53-5105		● ●

インフォメーション… ● 窓口休業 (11:30 ~ 12:30) ● 貸金庫 ● スポーツ振興くじ払戻し

(令和6年7月1日現在)

店番	店舗名	所在地	電話番号	ATM稼働時間	インフォメーション
----	-----	-----	------	---------	-----------

県南・県西地区

33	101	石岡中央支店	石岡市石岡 2-2-7	0299-23-1234		● ●
34	028	石岡支店	石岡市東光台 2-1-36	0299-26-6855		● ●
35	103	柿岡支店	石岡市柿岡 2005	0299-43-1234		● ● ●
36	039	つくば北支店	つくば市若森 10-1	029-864-8521		● ●
37	035	つくば支店	つくば市竹園 2-16-1	029-852-2151		● ● ●
38	216	研究学園支店	つくば市研究学園 6-61	029-859-8311		●
39	038	谷田部支店	つくば市上横場 2029-2	029-836-5833		● ● ●
40	041	牛久支店	牛久市中央 3-8-1	029-874-3101		● ●
41	045	龍ヶ崎支店	龍ヶ崎市 2881-1	0297-64-5111		●
42	056	龍ヶ岡支店	龍ヶ崎市藤ヶ丘 3-1-1	0297-64-7601	平日	● ●
43	204	神立支店	土浦市中神立町 27-4	029-831-2251	8:00 ~ 21:00	● ● ●
44	201	土浦支店	土浦市真鍋 1-5-45	029-821-1790		● ●
45	205	並木支店	土浦市並木 3-1-20	029-823-7611	土・日・祝日	● ● ●
46	207	土浦南支店	土浦市永国 975-5	029-823-8011	9:00 ~ 19:00	● ●
47	202	荒川沖支店	土浦市荒川沖東 2-10-29	029-841-1110		● ● ●
48	047	藤代支店	取手市片町 312-2	0297-82-2233		● ● ●
49	049	取手支店	取手市白山 3-2-30	0297-73-1161		● ● ●
50	044	守谷支店	守谷市薬師台 1-14-1	0297-48-3311		● ●
51	119	出島支店	かすみがうら市深谷 2590-1	029-897-1234		● ●
52	048	江戸崎支店	稲敷市江戸崎甲 3560-3	029-892-2811		● ● ●
53	055	阿見支店	稲敷郡阿見町阿見 2248-1	029-887-8811		● ● ●
54	031	岩瀬支店	桜川市御領 1-76	0296-75-1611		● ● ●
55	033	真壁支店	桜川市真壁町飯塚 1020	0296-54-1866		● ● ●
56	036	下館支店	筑西市乙 836	0296-25-5211		● ●

鹿行地区

57	123	旭支店	銚田市造谷 606-4	0291-37-1213		● ●
58	104	銚田中央支店	銚田市銚田 2498-5	0291-33-2185	平日	● ●
59	122	大洋支店	銚田市大蔵 28-22	0291-39-6211	8:00 ~ 21:00	● ● ●
60	121	大野支店	鹿嶋市和 707-10	0299-69-4111		● ●
61	032	鹿島支店	鹿嶋市宮中 5-4-1	0299-83-9611		● ●
62	105	潮来支店	潮来市あやめ 1-7-12	0299-63-1233	土・日・祝日	● ● ●
63	113	玉造支店	行方市玉造甲 356-1	0299-55-2511	9:00 ~ 19:00	● ● ●
64	037	神栖支店	神栖市神栖 1-13-2	0299-93-2300		● ● ●

千葉県

65	051	柏支店	柏市富里 1-1-56	04-7164-3155	平日 8:00 ~ 21:00	● ● ●
66	050	布佐支店	我孫子市布佐 2787-5	04-7189-1234	土・日・祝日 9:00 ~ 19:00	● ●

インフォメーション… ● 窓口休業 (11:30 ~ 12:30) ● 貸金庫 ● スポーツ振興くじ払戻し

営業地区、店外 CD・ATM のご案内

営業地区のご案内

◎茨城県

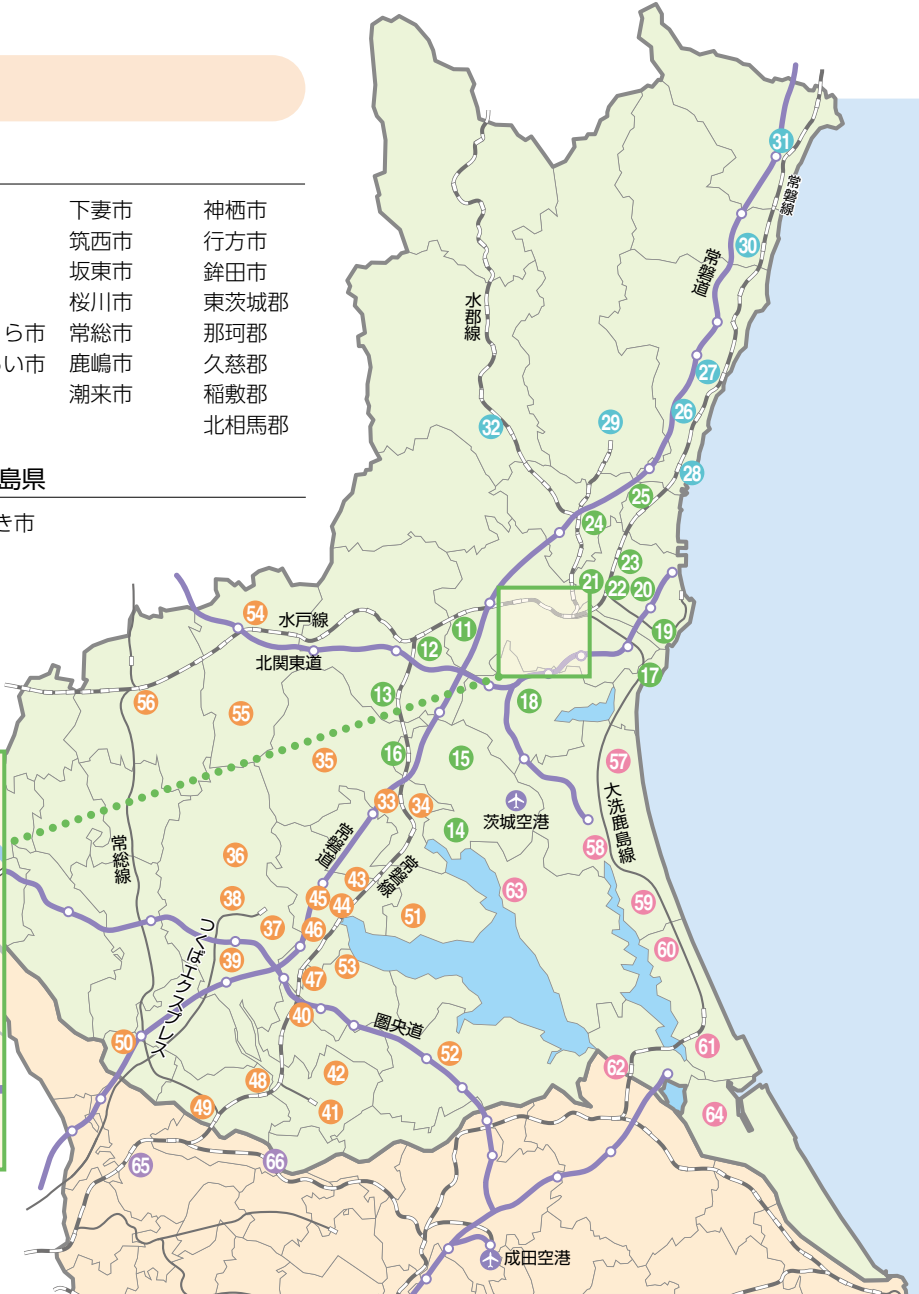
水戸市	ひたちなか市	牛久市	下妻市	神栖市
笠間市	常陸大宮市	つくば市	筑西市	行方市
小美玉市	那珂市	守谷市	坂東市	鉾田市
日立市	土浦市	稲敷市	桜川市	東茨城郡
常陸太田市	石岡市	かすみがうら市	常総市	那珂郡
高萩市	龍ヶ崎市	つくばみらい市	鹿嶋市	久慈郡
北茨城市	取手市	結城市	潮来市	稲敷郡
				北相馬郡

◎千葉県

柏市	成田市の一部
我孫子市	(旧香取郡下総町)
流山市	香取市の一部
印西市	(旧佐原市)
白井市	香取郡神崎町
	印旛郡栄町

◎福島県

いわき市



店外 CD・ATM のご案内

(令和6年7月1日現在)

所在地	ATM稼働時間(平日)	ATM稼働時間(土曜)	ATM稼働時間(日・祝)
県央地区			
東茨城郡 平須支店店外 ATM (旧長岡支店)	東茨城郡茨城町長岡 3317	8:45 ~ 18:00	-
県南・県西地区			
牛久市 エスカード牛久(牛久駅西口2階連絡通路入口)	牛久市牛久町 280	10:00 ~ 19:00	10:00 ~ 19:00
龍ヶ崎市 龍ヶ崎市役所	龍ヶ崎市 3710	8:45 ~ 18:00	-

※お預け入れ、お引き出し、残高照会がご利用いただけます。
※お引き出し時の手数料についてはP33をご覧ください。

(令和6年7月1日現在)

● みとしんキャッシュカード・ローンカードの利用手数料

(税込)

ご利用できる ご利用できる時間	ご利用できる 場所	当金庫キャッシュコーナー および 店外キャッシュコーナー		みとしん以外の 信用金庫		全国の金融機関の キャッシュコーナー		ゆうちょ銀行 イオン銀行		セブン銀行		ローソン銀行		JR東日本の 駅のキャッシュコーナー ビューアルutte	
		お預け入れ	お引き出し	お預け入れ	お引き出し	お預け入れ	お引き出し	お預け入れ	お引き出し	お預け入れ	お引き出し	お預け入れ	お引き出し	お預け入れ	お引き出し
平日	8:00~8:45	110円	110円	110円	110円	220円	220円	220円	220円	110円	110円	220円	220円	220円	220円
	8:45~18:00	無料	無料	無料	無料	110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円
	18:00~21:00	110円	110円	110円	110円	220円	220円	220円	220円	110円	110円	220円	220円	220円	220円
土曜日	8:00~9:00	110円	110円	110円	110円	220円	220円	220円	220円	110円	110円	220円	220円	220円	220円
	9:00~14:00	無料	無料	無料	無料	220円	110円	110円	110円	110円	220円	220円	220円	220円	110円
	14:00~19:00	110円	110円	110円	110円	220円	220円	220円	220円	110円	110円	220円	220円	220円	220円
日曜日 祝日	8:00~9:00	110円	110円	110円	110円	220円	220円	220円	220円	110円	110円	220円	220円	220円	220円
	9:00~19:00	110円	110円	110円	110円	220円	220円	220円	220円	110円	110円	220円	220円	220円	220円
	19:00~21:00	110円	110円	110円	110円	220円	220円	220円	220円	110円	110円	220円	220円	220円	220円

※一部、上記手数料にてご利用いただくことのできない金融機関がございます。 ※一部、表示されている手数料よりお客さまの負担が少ない場合がございます。
※ビューアルutteではローンカードはご利用できません。

● しんきんゼロネットサービス

北海道から沖縄県までの47都道府県に設置されている全国の信用金庫ATMを手数料無料で利用できるサービスです。当金庫のキャッシュカードをお持ちの場合は全国約2万台の信用金庫ATMで利用手数料を支払うことなく、現金のお預け入れ、引き出しができますので当金庫のATMが設置されていない地域でも安心してご利用いただけます。



※一部、本サービスの対象とならない信用金庫がございます。

ゼロネットサービスタイム	平日/8:45~18:00 (入出金)	土曜日/9:00~14:00 (出金)
--------------	---------------------	---------------------

● 振込手数料

【店頭振込】

(税込)

		手数料	
自金庫あて	本支店あて (定額自動振込含む)	5万円未満	330円
		5万円以上	550円
	同一店内 (第三者あて) 振込	5万円未満	330円
		5万円以上	550円
	定額自動振込扱い	220円	
他行あて	文書	5万円未満	660円
		5万円以上	880円
	電信	5万円未満	660円
		5万円以上	880円

【ATM振込】

(税込)

		手数料	
		現金	カード(会員)
店内振込	5万円未満	220円	無料
	5万円以上	440円	220円(無料)
本支店あて	5万円未満	220円	110円
	5万円以上	440円	330円(110円)
他行あて	5万円未満	440円	440円
	5万円以上	660円	660円(440円)

※店内振込とは、利用するATMが設置されている店舗あての振込を指します。

● その他の手数料

(税込)

		手数料
代金取立手数料	電子交換(※1)	880円
	個別取立/普通扱い(※2)	880円
	個別取立/至急扱い(※2)	1,100円
取立手形呈示料		660円
振込・送金組戻料		660円
不渡手形返却料		660円
取立手形組戻料		660円
通帳・証書再発行手数料		1,100円
カード再発行手数料		1,100円
残高証明書発行手数料		550円
貸金庫(年額)		8,800円以上
夜間金庫(月額)	投入鞆10個以下	13,200円
	投入鞆10個超	39,600円
夜間金庫専用入金帳		16,500円

(※1) 電子交換所に参加する金融機関宛の手形・小切手(郵便為替、株式配当金領収書含む)など、電子交換にて取立を行う取引全てが対象となります(同一店舗の小切手は除く)。
(※2) 電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など郵送対応が可能なもの。

<両替手数料>

- ・当金庫に口座をお持ちのお客さまは、1日1回50枚まで無料となります。
- ・両替機での51枚以上の円貨両替は、専用カードが必要となります。詳しくは営業店窓口にてご確認ください。

<硬貨入金手数料(店頭)>

- ・硬貨の枚数を計測し始めた時点で手数料が発生しますので、計測開始後にご入金を取りやめる場合であっても101枚以上であれば、手数料をお支払いいただくようになりますので、ご注意ください。
- ・硬貨入金枚数は1日あたりの合計枚数といたします。

※手数料によっては細かな条件が設定されているものがあります。詳しくは営業店窓口にてご確認ください。

当金庫のディスクロージャー誌
別冊[資料編] の閲覧に係るご案内



水戸信用金庫の説明書類（ディスクロージャー誌）のうち、詳細な計数資料等については別冊「資料編」として当金庫のホームページに掲載しておりますので、閲覧を希望されるお客さまは、下記のウェブサイトからご覧ください。

https://www.mitoshin.co.jp/about/pdf/mito2024_shiryo_all.pdf

スマートフォン
からはこちら



MITO SHINKIN BANK REPORT 2024

本誌は信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）等に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

発行 2024年7月

水戸信用金庫

〒310-0803 茨城県水戸市城南2-2-21 TEL 029-222-3311（大代表）

<https://www.mitoshin.co.jp/>

MITO SHINKIN BANK | REPORT 2024



このまちの夢がきこえる

水戸信用金庫



ディスクロージャー誌は
当金庫HPからも
ご覧いただけます。

